第33期 第2回 横浜市児童福祉審議会 (総会)

[日時]令和3年11月26日(金)午後5時~午後7時 オンライン開催

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 委員の紹介 【資料1】
- 3 審議事項
- (1) 副委員長の選出について

4 報告事項

- (1) 部会報告 【資料4~資料7】
- (2) 令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告 【資料8】
- (3)「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正について 【資料9】
- (4) 令和2年度 被措置児童等虐待について【資料10】
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関するこども青少年局の事業・取組【資料11】
- (6) 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について【資料12】

資料1	第33 期横浜市児童福祉審議会委員名簿・臨時委員名簿
資料2	第33期横浜市児童福祉審議会事務局名簿
資料3	横浜市児童福祉 審議 会条例 · 横浜市児童福祉 審議 会運営要綱
資料4	部会報告 里親部会
資料5	部会報告 保育部会
資料6	部会報告 児童部会
資料7	部会報告 障害児部会
資料8-1	令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書(概要)
資料8-2	令和2年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書
資料9-1	「横浜市子供を虐待から守る条例」改正案内チラシ
資料9-2	「横浜市子供を虐待から守る条例」
資料 10	令和2年度 被措置児童等虐待について (報告)
資料 11	新型コロナウイルス感染症に関するこども青少年局の事業・取組
資料 12	第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案(概要版)

第33期横浜市児童福祉審議会総会委員名簿

資料1

(敬称略 • 50音順)

		r 2	(敬称略・50音順)
		氏 名	所属・役職等
1		青栁 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
2		アオヤマ デッペイ 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
3		明石要一	千葉敬愛短期大学 学長
4		ァライ ジュンコ 新井 淳子	一般社団法人こどもみらい横浜 会長
5	0	元,	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
6		石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
7		岩佐光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
8		大庭り	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会(会長)
9		小木曽 宏	東京経営短期大学こども教育学科の専任教授
10		加山勢津子	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会(代表)
11		がりずま リカカ 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
12		小林理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授
13		ジブヤ マサシ 造谷 昌史	関東学院大学社会学部の教授
14		タカハシ アツシ 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
15		^{独小シ} ユウィチ 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域療育センター 所長
16		多単純夫	社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長
17		タナベ ユウジ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
18		天明 美穂	一般社団法人ラシク045
19		新堀 由美子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長
20		ゕ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	特定非営利活動法人CAPかながわ、理事長
21		業 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会の会長
22		ヤマセーノッコ 山瀬 範子	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 准教授

第33期児童福祉審議会 部会名簿

◎:部会長

(敬称略·50音順、敬称略)

所属部会		氏名	所属•役職等			
		0	新井淳子	一般社団法人こどもみらい横浜 会長		
			加山 勢津子※	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表		
里親部会	委員	0	が栽 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授		
			知如 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長		
			細川一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長		
		0	台井 章仁※	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授		
			大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長		
	委員		だ説 美穂	ラシク045		
	女貝		新堀 苗美子	(公財)横浜市男女共同参画推進協会男女共同参画センター横浜相談 センター長		
保育部会			森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長		
		0	せずれ グラ	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 准教授		
			だれ まり	子どもの領域研究所 所長		
	臨時		大澤、洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授		
	委員		がりコミーダイ 対込 大	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長		
			中丸 道江	横浜市PTA連絡協議会書記		
	委員		が 小木曽 宏	東京経営短期大学 こども教育学科 専任教授		
		0	ジブヤ マサシ 澁谷 昌史※	関東学院大学社会学部 教授		
児童部会			がら アッシ 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士		
		0	^{効パシ} ユウィチ 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域療育センター 所長		
	臨時 委員		新 森山 直人	千葉大学学生支援課学生相談室 カウンセラー		
		0	岩佐光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長		
障害児部会	委員	0	多田 純夫	社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長		
			森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会の会長		
			ァォャギ ヒロコ 青柳 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長		
	委員	0	アオヤマ テッ゚ヘィ 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授		
	女只	0	明石要一	千葉敬愛短期大学 学長		
			沙漠 浴仔 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長		
放課後部会			松本豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長		
	臨時 委員		ジシマ 効シ 水島 貴志	横浜市小学校長会 副会長		
			さん 見子	横浜市民生委員児童委員協議会栄区主任児童委員連絡会(代表		
			されが チェュ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		
【第92期注册】全和2年14月4日。全和4年10日24日						

【第33期任期】令和2年11月1日~令和4年10月31日

令和3年度 第33期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

区分	所属	氏 名
局長	こども青少年局長	吉川 直友
	副局長(総務部長)	福嶋 誠也
	医務担当部長	岩田 眞美
部	青少年部長	遠藤 寛子
	子育て支援部長	齋藤 真美奈
	保育対策等担当部長	本城 泰之
長	こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼)	武居 秀顕
	こども福祉保健部担当部長	渋谷 昭子
	中央児童相談所長	中澤 智
	総務課長	浦崎 真仁
	放課後児童育成課長	松原 実千代
	子育て支援課長	小田 繁治
	子育て支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育·教育運営課長	古石 正史
	保育·教育運営課担当課長	真舘 裕子
課	保育·教育認定課長	大槻 彰良
	保育対策課長	渡辺 将
	保育対策課担当課長	佐藤 やよい
	保育対策課担当課長	松崎 善夫
	こども施設整備課長	白井 正和
長	こども家庭課長	奥津 正仁
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	柴山 一彦
	こども家庭課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子
	こども家庭課児童施設担当課長	村上 和孝
	障害児福祉保健課長	及川 修
	中央児童相談所副所長	深見 和夫
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	深海 淳一郎
	放課後児童育成課担当係長	大岩 真人
係	子育て支援課担当係長	古林 直樹
	こども施設整備課担当係長	佐藤 洋平
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	足立 由紀子
	こども家庭課養護支援係長	石橋 大輔
長	障害児福祉保健課担当係長	富岡 剛志
	中央児童相談所虐待対応·地域連携課担当係長	星澤 宏樹

【事務担当】

企画調整課長	田口 香苗
企画調整課担当係長	生野 元康

〇横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日 条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員 長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の 会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117·一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な 事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。 附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:平成28年11月1日 こ企第298号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(臨時委員)

- 第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

(部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

> V - > V	, ,	NOT INICIAL OF A CHARLEST OF
部会の名称		調査審議事項
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)
	2	その他、里親等に関すること。
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第6号関係)
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第7号関係)
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審
		査に関すること(第8項第8号関係)
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)
		における重大事故の検証に関すること(第8項第12号関係)
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の
		貸付先の審査に関すること(第8項第10号関係)
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)
	3	児童の一時保護に関すること。(第8項第3号関係)

	4 児童虐待等の調査に関すること(第8項第13号関係)
	5 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第14号関係)
	6 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第15号関係)
	7 その他、児童の処遇に関すること。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(第8項第9
	号関係)
	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及び
	第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月政令第224号) 第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号)第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること (児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定)第4条の規定に基づき、 里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

- 第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で10人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可な く撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部に おいて処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

令和2年度、令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和2年11月1日~令和3年10月31日

1.部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和2年11月20日 15:00~17:00 (中央児童相談所 GivernyMinamiビル 2階会議室)	1 審議事項 (1)審議案件 養育里親 1件 養子縁組里親 2件 計3件 (2)審議結果 3件承認 2 報告事項 (1)里親認定等状況報告

里親部会

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第2回	令和3年2月26日 14:00~17:00 (中央児童相談所 GivernyMinamiビル 2階会議室)	1 審議事項 (1)審議案件 養育里親 8件 養子緣組里親 6件 計14件 (2)審議結果 13件承認 2 報告事項 (1)里親登録更新者報告
第3回	令和3年7月14日 14:00~17:00 (中央児童相談所 GivernyMinamiビル 2階会議室)	1 審議事項 (1)審議案件 養育里親 10件 養子縁組里親 3件 計13件 (2)審議結果 13件承認 2 報告事項 (1)里親認定等状況報告 報告事項 3(1)養育里親による委託児童への被措置 児童虐待について

2.主な報告事項

Š	第1回	
#	報告事項	里親の認定について
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された3件を承認した。
	主な意見	特になし

第33期横浜市児童福祉審議会第1回里親部会の審議結果

No.	所管	種別	審議結果
1	中央児相	養子縁組	承認
2	南部児相	養育	承認
3	北部児相	養育	承認

į	第2回		
報告事項		里親の認定について	
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された14件のうち13件については承認し、 1件については次回に再審議することとした。	
	主な意見	特になし	

第33期横浜市児童福祉審議会第2回里親部会の審議結果

No.	所管	種別	審議結果
1	中央児相	養育	再審議
2	中央児相	養育	承認
3	中央児相	養育	承認
4	中央児相	養育	承認
5	中央児相	養育	承認
6	西部児相	養子縁組	承認
7	西部児相	養育	承認

No.	所管	種別	審議結果
8	南部児相	養育	承認
9	南部児相	養子縁組	承認
10	南部児相	養子縁組	承認
11	北部児相	養育	承認
12	北部児相	養子縁組	承認
13	北部児相	養子縁組	承認
14	北部児相	養子縁組	承認

Š	第3回	
報告事項		里親の認定について
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された13件を承認した。
	主な意見	特になし

第33期横浜市児童福祉審議会第3回里親部会の審議結果

No.	所管	種別	審議結果
1	中央児相	養育	承認
2	中央児相	養育	承認
3	中央児相	養子縁組	承認
4	中央児相	養育	承認
5	中央児相	養育	承認
6	中央児相	養育	承認
7	西部児相	養育	承認

No.	所管	種別	審議結果
8	南部児相	養子縁組	承認
9	南部児相	養子縁組	承認
10	南部児相	養育	承認
11	北部児相	養育	承認
12	北部児相	養育	承認
13	北部児相	養育	承認

資料5

保育部会

令和2年度、令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和2年11月1日~令和3年10月31日

1.部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和2年11月24日 18:00~20:00 (会場名) 市役所18階 みなと1・2・3会議室	1 審議事項 (1) 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について
第2回	令和2年12月10日 19:00~19:40 (会場名) 市役所18階 なみき17会議室	 審議事項 (1) 小規模保育事業の認可及び開設準備費補助金交付先法人の審査について 報告事項 (1) 設置者変更に伴う認可保育所の認可に係る施設長候補者の面接結果について

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第3回	令和3年3月29日 18:00~21:30 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 報告事項 (1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の実施について 2 審議事項 (1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について (2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について (5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について
第4回	令和3年6月28日 18:00~20:40 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 審議事項 (1) 横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会報告書について (2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (4) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人等の審査について

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第5回	令和3年8月2日 18:00~20:00 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 審議事項 (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
第6回	令和3年9月2日 18:00~20:15 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 審議事項 (1) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
第7回	令和3年10月7日 18:00~18:45 (会場名) 市役所18階 なみき16・17会議 室	1 審議事項 (1) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

2.主な報告事項

Š	第1回	
報告事項		(1)小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された1法人1件を認可 対象とし、補助金の交付先とすることを承認した。
	主な意見	特になし

【添付資料1】第33期横浜市児童福祉審議会第1回保育部会の審議結果

5	第2回		
井	报告事項	(1)小規模保育事業の認可及び開設準備費補助金交付先法人の審査について	
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり付議された1法人1件を認可 対象とし、補助金の交付先とすることを承認した。	
	主な意見	特になし	
幸	报告事項	(2)設置者変更に伴う認可保育所の認可に係る施設長候補者の面接結果について	
	報告内容	設置者変更に伴う認可保育所の認可に係る施設長候補者の面接結果について報告 した。	
	主な意見	特になし	

【添付資料2】第33期横浜市児童福祉審議会第2回保育部会の審議結果

5	第3回		
± +	服告事項	(1)「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の 実施について	
	報告内容	「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の 実施について報告を受けた。	
	主な意見	きょうだい児、障害児の利用調整基準についても、改正に向けて今後検討してほしい。	
幸	服告事項	(2)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について	
	報告内容	横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について4件承認した。	
	主な意見	特になし	
幸	报告事項 18	(3)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について	
	報告内容	審議の結果、付議された8件について、認可対象とするともに補助金交付先とすることを承認した。	
	主な意見	特になし	

À.	第3回		
±	報告事項	(4)横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人 の審査について	
	報告内容	審議の結果、付議された4件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。	
	主な意見	特になし	
+	· 设告事項	(5)民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について	
	報告内容	審議の結果、付議された7件のうち3件を補助金交付先とすることを承認した。	
	主な意見	特になし	
 ±	報告事項 	(6)認可保育所の法人変更に伴う認可について	
	報告内容	審議の結果、付議された1法人2件を認可対象とすることを承認した。	
	主な意見	特になし	

【添付資料3】第33期横浜市児童福祉審議会第3回保育部会の審議結果

第4回	
報告事項	(1)横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会報 告書について【添付資料8】
報告内容	審議の結果、横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委 員会がまとめた報告書について承認した。
主な意見	報告書の提言を受けた具体的な取組を進めていくこと。
報告事項	(2)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件について、認可対象とするともに補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(3)横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(4)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人等の審査について
報告内容	審議の結果、付議された10件のうち8件を認可対象とし、そのうち自主財源整備の2件を除く6件について補助金を交付することを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料4】第33期横浜市児童福祉審議会第4回保育部会の審議結果

5	第5回	
報告事項		(1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
	報告内容	審議の結果、付議された1件について、認可対象とするともに補助金交付先とすることを承認した。
	主な意見	特になし
幸	服告事項	(2)認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
	報告内容	審議の結果、付議された2法人3件を認可対象とすることを承認した。
	主な意見	特になし

【添付資料5】第33期横浜市児童福祉審議会第5回保育部会の審議結果

5	第6回	
幸	报告事項	(1)法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について
	報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とすることを承認した。
	主な意見	特になし
幸	服告事項	(2)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
	報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
	主な意見	特になし

【添付資料6】第33期横浜市児童福祉審議会第6回保育部会の審議結果

5	第7回					
幸	报告事項 	(1)認可保育所の法人変更に伴う認可について				
	報告内容	審議の結果、付議された2法人2件を認可対象とすることを承認した。				
	主な意見	特になし				

【添付資料7】第33期横浜市児童福祉審議会第7回保育部会の審議結果

第33期横浜市児童福祉審議会第1回保育・教育部会の審議結果

令和2年11月24日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された1件うち1件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなり ました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	ばばほいくしつ綱島	(特非) ファゼール・ボン	18	令和3年4月1日

第33期横浜市児童福祉審議会第2回保育・教育部会の審議結果

令和2年12月10日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 小規模保育事業の認可及び開設準備費補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された1件うち1件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなり ました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	みらいひよし保育園	(一社) 未来会	19	令和3年4月1日

第33期横浜市児童福祉審議会第3回保育・教育部会の審議結果

令和3年3月29日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 児童福祉審議会

(1)横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について 審議の結果、付議された4件を認可対象とする。

	所在区	施設名	法	5人名	定員	事業開始日(予定)
1	磯子区	あっぷる滝頭保育園	社会福祉法人	東京愛成会	60	令和3年4月1日
2	青葉区	荏田北保育園	社会福祉法人	さつき福祉会	120	令和3年4月1日
3	都筑区	横浜茅ケ崎保育園	社会福祉法人	久遠園	136	令和3年4月1日
4	戸塚区	俣野保育園	社会福祉法人	いずみ苗場の会	75	令和3年4月1日

(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された8件について、認可対象とするともに補助金交付先とすること となりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	鶴見	にじいろ保育園駒岡四丁 目	ライクアカデミー (株)	60	令和4年4月1日
2	西	ポピンズナーサリースク ール平沼橋	(株)ポピンズ	50	令和4年4月1日
3	西	あそびの杜保育園分園	(特非) ムーミンの会	45	令和4年4月1日
4	港北	日吉ちとせ保育園	(福)ちとせ交友会	70	令和4年4月1日
5	戸塚	ララランド戸塚第3	(株)LaLaLand	60	令和4年4月1日
6	戸塚	明日葉保育園戸塚西口園	(株)あしたばマインド	60	令和4年4月1日
7	戸塚	明日葉保育園新東戸塚園	(株)あしたばマインド	60	令和4年4月1日
8	戸塚	スターチャイルド《戸塚 ナーサリー≫	ヒューマンスターチャイ ルド (株)	60	令和4年4月1日

(3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された4件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	中	クラウン保育園	(有)クラウン	60	令和4年4月1日
2	港北	特定非営利活動法人つばき 駅前保育園	(特非) つばき駅前保育 園	60	令和4年4月1日
3	都筑	アリス保育園	(株)アリスナーサリー	40	令和4年4月1日
4	都筑	キッズフォレアカデミー	(株)キッズフォレ	80	令和4年4月1日

(4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された7件のうち3件を補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	中	高風保育園	(福) 白峰会	112	令和5年4月1日
2	泉	くるみ保育園	(福)くるみ保育園	139	令和5年4月1日
3	鶴見	生麦保育園	(福)尚徳福祉会	128	令和5年4月1日

(5) 認可保育所の法人変更に伴う認可について 審議の結果、付議された1法人2件を認可対象とする。

第33期横浜市児童福祉審議会第4回保育・教育部会の審議結果

令和3年6月28日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会報告書について

審議の結果、横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員 会がまとめた報告書について承認した。

2 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された3件について、認可対象とするともに補助金交付先とすることと なりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	西	にじいろ保育園平沼	ライクアカデミー (株)	70	令和4年4月1日
2	港北	ヴィラ日吉こども園	(株)こどもの森	60	令和4年4月1日
3	港北	スターチャイルド≪綱島 ナーサリー≫	ヒューマンスターチャイ ルド (株)	60	令和4年4月1日

3 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査に ついて

審議の結果、付議された3件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	反町ひかり保育園	ショウ企画 (株)	60	令和4年4月1日
2	港南	港南台保育センター	(株)港南台保育センタ ー	50	令和4年4月1日
3	港北	保育室プリンプリン ROOM(本園) 保育室プリンプリン ROOM+ 2 (分園)	(株)プリンプリン ROOM	80	令和4年4月1日

4 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人等の審査について 審議の結果、付議された10件のうち8件を認可対象とし、そのうち2件が自主財源整備の ため、6件について補助金を交付することとなりました。

		所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
自主	1	旭	ぱぷりか保育園 鶴ヶ峰	(株)アンダンテ	19	令和4年4月1日
	2	旭	スマイルビー保育園	(学) 八ッ橋学園	16	令和4年4月1日
	3	港北	保育室テックテック ROOM	(株)プリンプリン ROOM	19	令和4年4月1日
	4	青葉	スターチャイルド ≪藤が丘小規模保育所 ≫	ヒューマンスターチャイル ド (株)	15	令和4年4月1日
自主	5	戸塚	みんなのほいくえん at とつか	(株)フォーハンズ	12	令和4年4月1日

6	戸塚	小規模保育園コアの木	(特非) ミリミリケイキ	18	令和4年4月1日
7	栄	チューリップ保育室 小菅ヶ谷	(福)地域サポート虹	15	令和4年4月1日
8	瀬谷	瀬谷そらいろ保育園	(株) センター	19	令和4年4月1日

第33期横浜市児童福祉審議会第5回保育・教育部会の審議結果

令和3年8月2日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された1件について、認可対象とするともに補助金交付先とすることと なりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	戸塚区	横浜東戸塚雲母保育園	(株)モード・プランニン グ・ジャパン	60	令和4年4月1日

2 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について 審議の結果、付議された2法人3件を認可対象とすることとなりました。

第33期横浜市児童福祉審議会第6回保育部会の審議結果

令和3年9月2日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 児童福祉審議会

(1) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について 審議の結果、付議された2件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	グローバルキッズ新子 安第二保育園	(株) グローバルキッズ	60	令和4年4月1日
2	港北	トゥインクルキッズ高 田保育園	トゥインクルキッズ(株)	48	令和4年4月1日

(2) 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について 審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	港北	もしもしのほし日吉保 育園	(株)モシーモ	18	令和4年4月1日
2	緑	ハッピーシーズくるみ 園	(特非)外出サポートセン ター	12	令和4年4月1日

第33期横浜市児童福祉審議会第7回保育部会の審議結果

令和3年10月7日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 児童福祉審議会

(1) 認可保育所の法人変更に伴う認可について 審議の結果、付議された2法人2件を認可対象とすることとなりました。

横浜市特定教育・保育施設等における 重大事故の再発防止のための検証委員会報告書

育児支援グループでの預かりで発生した誤嚥による死亡事故について

令和3年6月8日

横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会

横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会報告書 目 次

はじ	8)	رح	••••••	1
第一	章	検	証の目的及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	検証	の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	検証	委員会の組織及び検証方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		(1)	検証組織······	2
		(2)	事例発生現場の確認・関係機関からの情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	検証	E委員会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第二	章	事	例の概要・経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	事例	の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	活動	の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	当該	育児支援グループの運営状況と預かりの実態・保育者の資格の有無等	5
		(1)	グループの運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(2)	子どもの預かりの実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		(3)	当該保育者の資格の有無等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	4	横浜	市が本事例を把握した経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	5	指導	状況	6
	6	事故	発生時の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(1)	事故発生日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(2)	事故発生日の預かりの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(3)	当該児の情報······	7
		(4)	当該保育者から横浜市が聞き取りをした事故発生時の状況・・・・・・・	7
		(5)	事故発生現場·····	8
第三	章	本	事例における論点と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1	論点	••••••	10
	2	課題	••••••	11
		(1)	認可外保育施設の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		(2)	研修内容の充実及び危機管理・安全管理の重要性の周知・・・・・・・	11
		(3)	横浜市が発信する情報の整理・把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		(4)	保育グループの活動の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		(5)	預ける側に対する安全性の確認の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第四章	再発防止のための提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
【提言1	】ボランティア活動団体等への認可外保育施設の設置届出義務等の周知	13
【提言 2	】保育活動団体・保育者への継続した研修	
	(救急救命・危機管理等) 受講の勧奨、環境づくり	13
【提言3	】保育活動団体・ボランティアへのサポートの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
【提言4	】子育て支援に関する情報の信頼性の向上	14
【提言 5	】預ける側が、安心して預け先を選択できる仕組みづくり・・・・・・・・・	14
【提言6	】保育をする全ての保育者・保護者への安全な環境の周知・・・・・・・・・	15
【提言7	】 0 歳児の安全な一時保育環境の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
委員名	簿	16

参考資料

- ●横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会設置 運営要領
- ●教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

はじめに

令和元年5月、横浜市内で育児支援を行うグループのメンバー1 人が自宅で保育中、0歳11 か月の児童が亡くなるという事故が発生しました。ご冥福を心からお祈りするとともに、保護者並びにご親族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。

横浜市においては、保育中の重大事故の再発防止策を検討するため、平成 28 年 11 月に「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会」が設置されましたが、今回この委員会で初めて検証を行うこととなりました。

これまで他都市においてなされた検証の結果を受けて多くの再発防止策が提言され、事故防止に活用されてきました。

事故の中には、予期せぬ出来事が積み重なった結果であったり、それまでに具体的事例として示されたことのない事故もあります。こうした事故を防ぐには、事故につながる可能性に対する想像力を働かせた気づきが必要です。複数の人がかかわり、リスクがどこにあるか考え、共有し対応していくことが有効ですが、個人で保育する場合、他者の視点が入りにくく、複数で保育を行う場合に比べ、リスクが見過ごされやすくなってしまいがちです。

本件の育児支援を行うグループは、一時保育事業及び乳幼児一時預かり事業*など公的な取組だけでは、子育て世帯の多様化する保育ニーズに十分には対応しきれない中、子どもの預かりを始め、長年一時保育を必要とする人の支えとなっていたといえます。

本グループは区役所で配布する子育て情報誌への掲載や外郭団体からの補助を受けるなど、行政等とのかかわりが全くないという状況ではありませんでした。しかし、平成27年、28年の法令の改正に伴い、認可外保育施設としての届出が必要となったことを認知できず、届出していませんでした。このため、行政からの研修やアドバイスの機会の提供などがほとんどない状況でした。

子どもを預かる行為は、専門家だけでなく、様々な団体や人によってなされていますが、実態の把握や関係機関の連携、研修や事故への意識啓発等、様々な課題があることも事実です。行政からのアドバイスや情報提供を受けられるよう、ボランティアの統括組織などが、行政につないでいくことも事故防止につながります。

子どもの保育にかかわる全ての人が、子どもの重篤な事故を起こさないために何ができるか という意識をもち、それぞれの立場で出来ることを行っていくことの大切さをこの検証の中で改 めて実感しました。

最後に、本報告書の内容を踏まえ、同じような事故が二度と起きないよう、行政が中心となって関係者が連携し事故防止の取組が一層推進される一助となることを強く希望します。

横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会 委員長 石井 章仁

*横浜市における「一時保育事業」は認可保育所・横浜保育室で行っており、「乳幼児一時預かり事業」 は認可外保育施設のうち市で補助を交付している施設で行っています。事業内容については両者とも 同様に保育を提供しています。

第一章 検証の目的及び方法

1 検証の目的

検証委員会は、本事例について、事実関係の把握や発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討することを検証の目的として確認し、検証を進めてきました。本検証は、事例発生の事実把握、発生原因の分析等を行い必要な再発防止策を検討するためのもので、関係者の処罰を目的とするものではないことを付記します。

なお、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)等通知(平成28年3月31日付府子本第191号等))においても、下記のとおり、同様の目的が述べられています。

検証については、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、 必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするも のではありません。 (通知一部抜粋)

2 検証委員会の組織及び検証方法

(1) 検証組織

横浜市では、平成28年度に「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止の ための検証委員会」(以下「検証委員会」という。)を設置しました。

本検証委員会は、教育・保育分野の学識経験者、医師、弁護士、現場経験豊富な幼児 教育・保育関係者等で構成されています。

(2) 事例発生現場の確認・関係機関からの情報収集

横浜市は令和2年2月に当該事故を把握し、同月、現場の状況や経緯を確認するために、当該保育従事者へヒアリングを実施しました。事例発生現場については、その際の記録をもとに発生現場の状況を確認しました。

検証の過程において把握が必要と考えられた事項については別途、関係者等へのヒ アリングを行い確認しました。

3 検証委員会の開催

様々な角度からの議論を踏まえた検証を行うことや、プライバシー保護の観点から、検証 委員会を非公開としました。

第1回 令和3年1月27日(水)

- (1) 検証の方法及びスケジュールについて
- (2) 事例の説明・現場視察及びヒアリング結果の報告
- (3) 問題点・課題の抽出等

第2回 令和3年2月25日(木)

- (1) 問題点・課題点の整理
- (2) 提言の検討、報告書骨子案の検討等

第3回 令和3年3月5日(金)

(1) 報告書のとりまとめ

第4回 令和3年6月8日 (火)

(1) 報告書案確認

第二章 事例の概要・経緯

1 事例の概要

本事例は、令和元年5月、午前9時 53 分、市内の個人宅での預かり(※)において、0歳 11 か月の児童が保育中に意識がなくなった状態となったことに保育者が気づいたため、保護者への連絡や救急車の要請をしながら、当該児へ救急救命措置(心臓マッサージ)をしました。当該児は、救急隊によって救急搬送されましたが、搬送先の病院で死亡が確認されました。なお、当該児の死因は異物(サボテンの花が開花後に萎んだもの)を気管に詰まらせたことによる窒息でした。

(※)子どもを保育するという活動状況であったことから届出対象の認可外保育施設に該当するが、当該の 育児支援を行うグループ(以下、「育児支援グループ」という。)は未届であった。

2 活動の概要

活動の概要			
活動内容	育児支援		
	保育内容としては認可外保育施設、認可外の居宅訪問事業に		
	該当。		
活動開始時期	平成 19 年頃		
活動拠点	横浜市内		
活動時間	個別対応		
活動メンバー	6人(※代表者含む。雇用関係にはなく、報酬等の支払いもな		
	L)		
利用形態	<利用料金>		
	400円~900円(30分~1時間あたり)		
	(保育者1人につき1人、きょうだいの場合は、2 人まで)		
	※活動を開始してから通算で120~130世帯が利用登録。		
保育の形態	保育者の自宅または、利用者の自宅。		
	なお、保育者の自宅での預かりは、本事例の当該保育者の		
	み。他のメンバーは利用者の自宅での預かりを実施。		

3 当該育児支援グループの運営状況と預かりの実態・保育者の資格の有無等

(1) グループの運営

平成 19 年から当該育児支援グループは、活動を始めました。平成 19 年の時点では、 1日に預かる乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設については、認可外保育施設の 届出は必要ではありませんでした。

その後、児童福祉法が改正され、平成 27 年度に、認可外の居宅訪問型保育事業者の各自治体への設置届が義務化され、平成 28 年度に、5人以下を預かる認可外保育施設の各自治体への設置届が義務化されました。当該保育者は、育児支援グループとして、「有償で行う保育ボランティア」であるとの認識を持っていたため、認可外保育施設設置届は未届でした。

また、平成13年から約10年間、当該保育者は、「横浜子育てサポートシステム」**の提供会員登録をしていました。この横浜子育てサポートシステムで行っていた活動と、ほぼ同内容の活動を育児支援グループとして独自に行っていました。活動内容が類似しており、横浜子育てサポートシステムとして保育を提供しているのか、育児支援グループの活動として提供しているのかの区別が困難となったため、その後、育児支援グループの活動に専念するため、横浜子育てサポートシステムからは退会しました。

当該保育者のほか、メンバーは5人いますが、雇用関係はありませんでした。利用料は、 メンバー各々が利用者から直接受け取っていました。

なお、現在、当該保育者はこの育児支援グループの活動は行っていません。

※「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として、それぞれ登録し地域ぐるみの子育で支援を行う有償の支えあいの活動。保育所などへの送迎や、リフレッシュのための一時預かりなどを行っている。

提供会員になるには、一定の研修受講が必須とされている。

【参考】認可外保育施設に関する国制度等の変遷

昭和 57 年	児童福祉法の改正により、都道府県知事(指定都市及び中核市の長	
	含む) に認可外保育施設に対する報告徴収及び立入調査を実施す	
	る権限が規定された。	
平成 14 年	平成 12 年から 13 年にかけて、認可外保育施設における乳幼児の死	
	亡事故が相次ぎ、社会問題化したことから、認可外保育施設に対す	
	る監督を強化することを目的として、児童福祉法が改正され、届出制	
	となった。	
	※この時点では、1日に預かる乳幼児の数が5人以上の認可外保育	
	施設について届出の対象となった。	

平成 27 年	児童福祉法の改正により、居宅訪問型の認可外保育施設について、	
	届出の対象となった。	
平成 28 年	児童福祉法施行規則の改正により、1日に預かる乳幼児の数が5人	
	以下の認可外保育施設についても届出の対象となった。	
令和元年	児童福祉法施行規則の改正により、すべての事業所内保育施設に	
	ついて届出の対象となった。	
令和元年	子ども・子育て支援法の改正により、幼児教育・保育の無償化が開始	
	され、その対象に認可外保育施設も含まれることとなった。	
	※無償化の対象となる施設の条件は、認可外保育施設指導監督基	
	準を満たすこととされた。なお無償化開始後5年間は経過措置とし	
	て、基準を満たさない施設でも無償化対象とされた。	

※児童福祉法第 62 条の4により、届出を行わない、または虚偽の届出をした者は、50 万円以下 の過料が科されることとなっている。

(2) 子どもの預かりの実態

当該育児支援グループは、まず、利用する保護者、子ども、実際に預かる保育者の3者で面談をし、書面で子どもの健康状態等や保護者連絡先等をやり取りしていました。 また、注意事項等も書面で保育者から利用者へ渡していました。

当該育児支援グループは、当該保育者宅と利用者居宅での預かりを実施していました。なお、保育者の自宅での預かりは、本事例の保育者のみが行っていました。

(3) 当該保育者の資格の有無等

当該保育者は、保育士又は、看護師の資格はありませんでしたが、保育などに関する 民間資格等(チャイルドマインダー、認定ベビーシッター、子育てアドバイザー)は保有し ていました。また、横浜子育てサポートシステムの提供会員となっていた時期があったた め、提供会員になる際に3日間の研修を受講しました。

育児支援グループとしての活動期間中、当該保育者は、保育に関する講演会への参加 や、救急救命・保育内容・子育て支援等の研修を受講していました。

4 横浜市が本事例を把握した経緯

令和2年2月に、警察から横浜市へ、横浜市の保育施設の制度などについて問合せがありました。横浜市内の保育者宅で預かった児童が異物を誤嚥して死亡し、捜査しているとのことで、その問合せにより、横浜市は今回の事故を把握しました。

5 指導状況

当該保育グループからは、認可外保育施設や認可外の居宅訪問型事業者の届出が されていなかったため、横浜市は、立入調査等を行う施設として把握できていませんでし た。今回の事故を受けて、令和2年2月に児童福祉法に基づく特別立入調査を実施しま した。

6 事故発生時の状況

- (1) 事故発生年月 令和元年5月
- (2) 当該児の情報当時0歳11か月の児童(第3子)
- (3) 事故発生日の預かりの状況

当該児と第2子(当時2歳)の2人を当該保育者が1人で預かっていました。**
**当該保育者は、当該家庭の第3子である当該児、及び第1子、第2子を含め、約
10年前から断続的に当該家庭の子を預かっていた。

(4) 当該保育者から横浜市が聞き取りをした事故発生時の状況

事故発生年月:	令和元年5月
当日	当該児と第2子(2歳児)の預かりを決定した。
9時 11 分頃	当該保育者は、当該児と第2子(2歳児)の2人を母から預かっ
	た。その際、前日に当該児が予防接種を受けた旨について母か
	ら話があった。
	当該保育者は、一人で保育をしていた。
9時 15 分頃	保護者が当該保育者へ渡したかばんの中にあったおやつを、第
	2子が見つけ、第2子が食べたがった。
9時 30 分頃	当該保育者はダイニングテーブルに子ども用の補助椅子をつけ
	て、第2子におやつをあげた。当該児がリビングルームで、おもち
	ゃで遊んでいるのを確認していた。…図①

9時 40 分頃~	おやつ後、当該保育者、当該児、第2子の3人はリビングルーム
9時 50 分頃	で折り紙などして遊んでいた。…図②
	当該保育者のペットがリビングルームからダイニングルームへ移
	動し、それを当該児が這って追いかけた。…図③
	ダイニングルームは、当該保育者がいた位置から死角になる部
	分だったので、当該保育者は危ないと思い、追いかけたところ、
	当該児がダイニングルームの床に座ったあと、嘔吐を3回繰り返
	し、そのまま意識不明となった。
9時 53 分頃	当該保育者が、保護者への連絡や救急車の要請をしながら、当
	該児へ救急救命措置(心臓マッサージ)をした。救急隊到着後
	は、隊員へ引き継ぎ、病院へ搬送された。
11 時 28 分	病院にて当該児の死亡が確認された。
12 時 50 分	病院から警察へ通報があった。
後日	司法解剖の結果、サボテンの花が開花後に萎んだものを気管に
	詰まらせたことによる窒息と判明した。

(5) 事故発生現場

図① 保育者…★、第2子…●、当該児…▲、保育者のペット…■

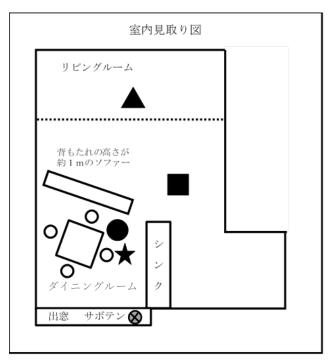
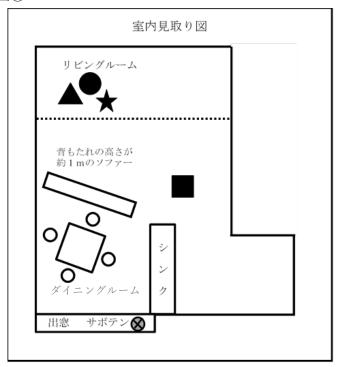
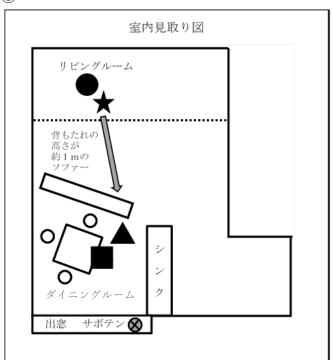


図2



3



事故発生前、当該児(▲)は保育者のペット(■)を追ってリビングルームから矢印の方向(ダイニングルーム)に向かっていった。

第三章 本事例における論点と課題

1 論点

- (1) 本事例は、保育中の異物の誤嚥による窒息でしたが、本委員会では、保育施設でのみ発生する事故ではなく、どんな家庭でも発生しうる事故であったという視点を持ちながら検証しました。事故が発生したのは、当該家庭が数年前から預けることがあった保育者の自宅であり、保育のためだけに用意された空間ではありませんでした。
- (2) 当該育児支援グループは、ボランティア活動であるという自認のもと活動しており、認可外保育施設として、届出の対象とは認識していませんでした。認可外保育施設としての届出がなされていなかったため、横浜市は、通常の認可外保育施設に対して実施している定期立入調査などを行うことができませんでした。約1mの高さがあるソファの配置により生じる死角や、当該保育者のペットと同じスペースで過ごしていたといった点について、0歳児を保育する安全な環境であるかということを横浜市が確認できる機会はありませんでした。
- (3) 当該育児支援グループは、ボランティア団体として活動するにあたり、社会福祉協議会の助成金を申請し、利用していました。

また、当該育児支援グループが複数年にわたって掲載されていることが確認できる子育で情報紙については、「制作」は外部団体、「協力」は区役所、となっていました。作成には区役所は直接関わっておらず、掲載された団体ついて、認可外保育施設の設置届の有無は確認していませんでした。なお、当該育児支援グループは平成19年から活動を始めており、横浜子育でサポートシステム提供会員としては平成13年から約10年間登録していました。認可外の居宅訪問型保育事業者の設置届が義務化されたのは平成27年度、5人以下を預かる認可外保育施設の設置届が義務化されたのは平成28年度からでしたが、この際に横浜市からボランティア活動団体へ特段の周知は確認できていません。

(4) 本委員会では、救急救命の講習はもちろんのこと、合わせて、事故防止の観点での危機管理・安全管理に関する保育者への研修も広く必要であるとの認識で検証を行いました。

保護者からも同様に、「今回の検証に際して、横浜市の窓口から渡された子育て支援 情報誌に掲載されていた団体だったため安全だと思っていた。ボランティア団体を利用し ているという認識は持っていなかった。今後は事業者への調査を行い、安心して預けられ る事業者を紹介してほしい。救急救命の講習も積極的に実施してほしい」という訴えがありました。

認可保育所等で行う一時保育事業の拡充は必要ですが、0歳児を保育するリスクについて、地域の保育活動団体及び保護者も含めて広く周知を行うことにより、子どもが健やかに育つ環境が醸成されます。横浜市で現在活発に行われている各種子育て支援活動が、今後も継続し、より安全に行われるよう、横浜市のサポートが必要です。

2 課題

(1) 認可外保育施設の届出

横浜市内には、認可外保育施設の設置届が必要であるにもかかわらず、その認識を していないボランティアグループ等の団体が、子どもを預かっている実態があると考えら れます。横浜市は、保育活動を行っているボランティア団体へ設置届の必要性など適切 な情報発信を行うことが必要です。

(2) 研修内容の充実及び危機管理・安全管理の重要性の周知

横浜市は、認可外保育施設の設置届が出された施設であれば、適宜、誤飲誤嚥等に関する注意喚起をしていますが、届出のない団体や保育者に対しては、注意喚起等を行うことが困難です。そのため、届出がされていない子どもを預かる実態がある団体等は、救急救命、危機管理、安全管理等の研修受講について、横浜市からの周知がされていません。

横浜市は、保育を行う団体等に対して、危機管理や安全管理などに関する通知や研修を周知するとともに、より充実した内容の研修を行う必要があります。

特に、0歳児の保育はより安全性の確保に注意を要するため、実施する団体へは適切な危機管理・安全管理について周知を行う必要があります。

(3) 横浜市が発信する情報の整理・把握

各区役所にて配布している子育で支援に関する情報誌において、その活動内容について、安全な体制で実施できているのか(どのようなスタッフで構成されているのか、どのような環境の中で活動をしているのかなど)、区役所で把握していないケースが見受けられます。横浜市から積極的に配布する情報については、利用者が安心して使えるよう、情報の精査が必要です。

(4) 保育グループの活動の把握

社会福祉協議会では、地域で活動するボランティア団体に対し、助成金の交付や保

険の加入を受け付けており、ボランティア活動の促進を行っています。このようなボランティアの統括団体は、ボランティア団体や活動概要を把握しており、研修等の周知を日頃から行っていると考えられることから、横浜市は、ボランティアの統括団体と適切に情報共有できるよう体制を整える必要があります。

(5) 預ける側に対する安全性の確認の周知

横浜市では、「よい保育施設の選び方十か条」、「ベビーシッターなどを利用する際の留意点」(共に厚生労働省作成)を横浜市ホームページで案内するなどしていますが、乳幼児、特に0歳児を保育するうえで気を付けるべきポイント等について、預ける側に対して十分認知されていません。横浜市は、利用者自身もより安全な預ける場所を探せるよう、気を付ける点を周知する必要があります。

第四章 再発防止のための提言

本検証委員会として再発防止のために、保育をするすべての保育者の安全管理・ 危機管理意識を高め、保育の質が向上するよう、以下の提言を行います。

【提言1】ボランティア活動団体等への認可外保育施設の設置届出義務等の周知

横浜市は、認可外保育施設の設置届があることにより、定期立入調査を 実施し、保育施設の実態を把握し、適切な対応をすることができる。また施設 は、運営状況報告書を毎年区役所に提出することにより、園の運営や保育 の状況について振り返ることができる。横浜市は、ボランティア団体などの地 域で活動する団体であっても認可外保育施設の設置届等により活動内容な どを把握するように努めること。

また、横浜子育てサポートシステムへの登録の場合も、提供を行う会員は、登録の際に一定の研修の受講が必須となっており、安全な保育環境の確保につながるため、活動内容に応じて提供会員への登録も促すこと。

【提言2】保育活動団体・保育者への継続した研修(救急救命・危機管理等)受講の勧奨、環境づくり

横浜市は、子どもの保育を実施している全組織・全保育者を対象に、危機 管理、安全管理等の研修受講を勧奨すること。ボランティア活動を規制する のではなく、活動を継続しながら、安全性が高まる支援を検討すること。

例えば、研修を毎年受講すると受講証が交付され、活動団体自身が受講 状況を広報できると、利用者の獲得にもつながる。また、利用者も、より安心 して預けることが可能となる。

なお、保育活動団体に対しては、特に0歳児保育のリスクなど、それぞれ の発達状況を理解した上で保育を行えるよう、横浜市はサポートすること。

【提言3】保育活動団体・ボランティアへのサポートの充実

横浜市とボランティアの統括団体が連携を図るなどにより、子どもを預かっている実態があると考えられる保育グループの活動内容を把握し、安全な保育が実施できるようサポートをしていくこと。

また、保育者が横浜市に助言を求めることができる体制を整え、支援が必要な家庭への対応等については、例えば緊急一時保育などの横浜市が行う保育資源を紹介できるように制度の周知を、保育活動団体に行うこと。

【提言4】子育て支援に関する情報の信頼性の向上

各区役所は、作成・発行にかかわる子育で支援情報誌に掲載されている 団体の活動内容を把握すること。特に、子どもを預かる施設については、届 出の有無や活動の実態の確認、研修受講の勧奨を行うこと。

【提言5】預ける側が、安心して預け先を選択できる仕組みづくり

横浜市は、預ける側に対して乳幼児、特に0歳児を預けるうえで、気を付けるべきポイント等について、十分周知すること。

例えば、厚生労働省の「よい保育施設の選び方 十か条」、「ベビーシッターなどを利用する際の留意点」等を参考にしたチラシを作成・配布するなどし、預ける側へ、より安全な預け先を選ぶポイントを積極的に周知すること。

【提言6】保育をする全ての保育者・保護者への安全な環境の周知

本事例は、当該育児支援グループ以外の保育施設や家庭でも起こる可能性がある事故である。そのため、横浜市は、子育てに関わる全ての保育者・保護者に対して危機管理や安全な環境について周知していくこと。保育者・保護者の双方が、危機管理について共通の認識を持つことで、より安全な保育環境が醸成される。

また、地域の保育活動を利用している現在の子育て世代が、将来的に、地域活動の提供者となった時に、安全な保育のための環境管理・危機管理を把握したうえで、活動を行うことができる。

例えば、発達段階に合わせた事故防止のチラシを作成し、適切なタイミングで渡せるような仕組みを作ること。

【提言7】0歳児保育の安全な一時保育環境の拡充

0歳児保育のための環境の整った認可保育所等の一時保育について さらなる拡充を図ること。

一方、現在、保護者のニーズに対応しながら認可外保育施設やボランティア活動団体でも0歳児保育を行っている。0歳児保育は特に安全性の確保に注意を要する。これらの団体に対しても、リスクを認識して保育を行うよう、横浜市がサポートをすること。

委員名簿

特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会委員会名簿

氏名	所属•役職
石井 章仁	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授
山瀬 範子	國學院大學 人間開発学部子ども支援学科 准教授
池宗 佳名子	神奈川県弁護士会 所属弁護士
川越 理香	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
城所 真人	東京都社会福祉協議会 理事·保育部会部会長 社会福祉法人稲城青葉会 城山保育園南山 理事長·園長
木村 明子	保育者の専門性研究会 世話人
箕輪 恵美	全国国公立幼稚園・こども園長会 会長中央区立有馬幼稚園 園長

横浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会設置運営要領

(目的及び設置)

第1条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)における子どもの死亡事故等の重大な事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会(以下、「検証委員会」という。)を、横浜市児童福祉審議会運営要綱第4条第11項に基づく児童福祉審議会保育部会の下部組織として設置する。

(構成)

- 第2条 検証委員会の委員は、児童福祉審議会保育部会委員及び横浜市児童福祉審議会運営要綱 第3条に基づく臨時委員のうち、原則7人の委員を選定して構成する。
- 2 検証委員会に委員の互選による委員長を1名置く。

(業務)

- 第3条 検証委員会は、次の業務を行う。
- (1)保育・教育施設等における死亡事故及び、死亡事故以外の重大な事故として国への報告対象となる事例の中で、こども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
- (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会保育部会において報告する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は児童福祉審議会の任期とする。

(検証方法)

- 第5条 検証は、次の方法により行う。
- (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
- (2) 施設や事業者、区、関係機関等から事故事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、ヒアリング等の調査を行う。
- (3) 調査結果を踏まえ、課題等を明らかにするとともに、再発防止策のために必要な事項を検討する。

(守秘義務)

第6条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(会議の非公開等)

第7条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 運営に必要な事務は、こども青少年局子育て支援課が行うこととする。

附則

この要領は平成28年11月1日から施行する。

附即

この要領は令和3年4月1日から施行する。

府子本第 1 9 1 号 2 7 文科初第 1788 号 雇児総発 0331 第 6 号 雇児職発 0331 第 1 号 雇児福発 0331 第 2 号 雇児保発 0331 第 2 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

各都道府県民生主管部(局)長各都道府県児童福祉主管部(局)長各都道府県別童福祉主管部(局)長各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長各都道府県子育で援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長各指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長各指定都市・中核市認定こども園担当課長各指定都市・中核市別で選及とことも園担当課長

殿

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部 参 事 官 (子ども・子育て支援担当)



(印影印刷)

内閣府子ども・子育て本部参事 (認定こども園担当)



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課事。庭園職業



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長の



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



(印影印刷)

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。このことを踏まえ、第16回子ども・子育て会議(平成26年6月30日開催)において、行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討すべきとされた。

これを受け、平成26年9月8日「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が設置され、昨年12月に重大事故の発生防止のための今後の取組みについて最終取りまとめが行われたところである。

この取りまとめでは、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう提言を受けた。

今般、この取りまとめを踏まえ、地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の 検証の参考となるよう、検証を実施する際の基本的な考え方、検証の進め方等 を別紙のとおり定め、平成28年4月1日から取り扱うこととしたので通知する。

今後、地方自治体において、本通知に基づき教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証が行われることにより、重大事故の再発防止に関する取組の進展が期待されるものである。

ついては、管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関及び施設・事業者等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

別紙

地方自治体による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための 事後的な検証について

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業(以下「教育・保育施設等」という。)における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

(1) 検証の実施主体

行政による児童福祉法(平成22年法律第164号)に基づく認可権限、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく確認権限等を踏まえ、死亡事故等の重大事故の検証の実施主体については、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関しては都道府県(指定都市、中核市を含む。)とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村とする。

(2) 都道府県と市町村の連携

市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。また、都道府県が 検証を実施する場合、市町村は協力することとし、検証の実施は、都道府県と市 町村が連携して行うものとする。

なお、都道府県が行う市町村に対する支援の例として、

- ① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業の検証を行うこととなる 都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者(例 えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士(誤嚥等の場合)、 各事業に知見のある者(地域子ども・子育て支援事業の場合)等)をリストア ップしておき、市町村が実際に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介する。
- ② 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、実際に検証を行う際に技術的援助を行う。
- ③ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、 当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力を行う。

- ④ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなど の協力を検討する。
- ⑤ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議 や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をする。 ことなどが考えられる。

3 検証の対象範囲

死亡事故(注)の検証については、事例ごとに行う。

(注) SIDS (Sudden Infant Death Syndrome: 乳幼児突然死症候群) や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。

なお、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、都道府 県又は市町村において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等)について も検証を実施する。(本通知において、地方自治体が検証を行うものを「死亡事故 等の重大事故」という。)

都道府県又は市町村が検証を実施する死亡事故等の重大事故以外の事故やいわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

(1) 検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

(2) 検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に 知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係 者、栄養士(誤嚥等の場合)、各事業に知見のある者(地域子ども・子育て支援 事業の場合)等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

5 検証委員会の開催

(1) 死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。また、死亡 事故以外の重大事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催す ることが困難な場合、複数例を合わせて検証委員会を開催することも考えられる。 なお、検証については、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

(2)検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともに ヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。この情報を基に、関係機関ご とのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにす るとともに発生原因の分析等を行う。あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・ 発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要 な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。 公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配 慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者へのヒアリ ングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

(3) 検証を行うに当たっては、保護者や子どもの心情に十分配慮しながら行う。

6 報告等

- (1)検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。
- (2) 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表することとし、国へも報告書を提出する。あわせて、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講じることを求める。また、都道府県又は市町村は、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価し、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても適時適切に点検・評価する。
- (3) 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

第2 具体的な検証の進め方

1 事前準備

(1)情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、下記の①から⑨の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。市町村が実施する場合は都道府県の協力を得て行う。

- ① 子どもの事故当日の健康状態など、体調に関すること等(事例によっては、 家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業の利用開始時の健 康状態の情報等)
- ② 死亡事故等の重大事故に至った経緯
- ③ 都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ④ 事故予防指針の整備、研修の実施、職員配置等に関すること(ソフト面)
- ⑤ 設備、遊具の状況などに関すること (ハード面)
- ⑥ 教育・保育等が行われていた状況に関すること(環境面)
- ⑦ 担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の状況に関すること(人的面)
- ⑧ 事故発生後の対応(各施設・事業者等及び行政の対応)
- ⑨ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(2) 資料準備

- ① 「(1)情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、 上記(1)の内容を含む「事例の概要」を作成する。「事例の概要」には、そ の後、明らかになった事実を随時追記していき、基礎資料とする。
- ② 当該施設・事業所等の体制等に関する以下のアからオの内容を含む資料を作成する。
 - ア 当該施設・事業所等の組織図
 - イ 職種別職員数
 - ウ 利用子ども数
 - エ クラス編成等の教育・保育体制等
 - オ その他必要な資料
- ③ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ④ その他(検証委員会の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

2 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

(1) 確認事項

- ① 検証の目的
- ② 検証方法(関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、問題点・課題に関する提案事項の検討、報告書の作成等)
- ③ 検証スケジュール

(2) 事例の内容把握

- ① 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ② 疑問点や不明な点を整理する。

3 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等の重大事故が発生したのか、本事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

4 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者等の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証 の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言を行うことを考える必要 がある。

その際、提言を受けた都道府県、市町村及び各施設・事業者等は、検証の全体の 終結を待たずにできるだけ早急に具体的な措置を講じることも考える必要がある。

5 報告書

(1)報告書の作成

- ① 事務局は、報告書に盛り込むべき以下のアからケの内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。
 - ア 検証の目的
 - イ 検証の方法
 - ウ 事例の概要
 - エ 明らかとなった問題点や課題
 - オ 問題点や課題に対する提案(提言)
 - カ 今後の課題
 - キ 会議開催経過
 - ク 検証組織の委員名簿
 - ケ 参考資料
- ② 報告書の内容を検討、精査する。
- ③ 検証組織は報告書を取りまとめ、都道府県又は市町村に提出する。

(2) 公表

各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、 その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保 護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。公表に当 たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシーの保護について十 分配慮する。なお、公表の際には国に報告書を提出する。

(3) 提言を受けての具体的な措置等

都道府県又は市町村は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価する。また、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても、都道府県又は市町村が適時適切に点検・評価する。

第3 検証に係る指導監査等の実施について

(1) 死亡事故等の重大事故が発生した場合の指導監査等について

死亡事故等の重大事故が発生した場合、必要に応じて事前通告なく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第77 号。以下「認定こども園法」という。)に基づく指導監査、児童福祉法に基づく指導監査及び指導監督、子ども・子育て支援法に基づく指導監査(以下「指導監査等」という。)を実施する。また、指導監査等の実施については、以下の表を参照すること。

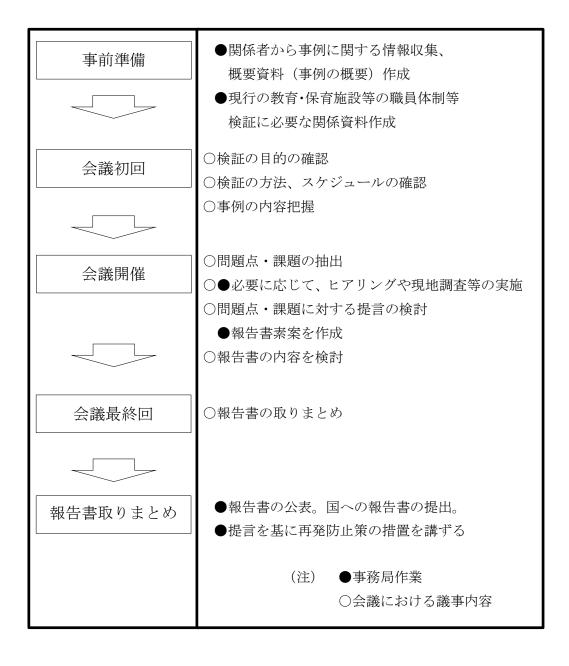
○指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等

施設・事業	指導監査等 の実施主体	根拠法	監査指針等
・特定教育・保育 施設 ・特定地域型保育 事業	市町村	子ども ・子育て 支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・ 保育施設等の指導監査について(平成27 年12月7日府子本第390号、27文科初第 1135号、雇児発1207第2号)
幼保連携型認 定こども園 (*)	都道府県 指定都市 中 核 市	認定 こども 園法	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」(平成27年12月7日府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号)
保育所(*)	都道府県 指定都市 中 核 市	児童 福祉法	「児童福祉行政指導監査の実施について」 (平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号)
 地域型保育事 業 (*)	市町村	児童福祉法	「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の 指導監査について」(平成 27 年 12 月 24 日雇児発 1224 第 2 号)
・認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業	都道府県 指定都市 中 核 市	児童福祉法	「認可外保育施設に対する指導監督の実施 について」(平成13年3月29日雇児発第 177号)

- * なお、上記の表のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県と市町村の双方が指導監査等を実施することになるが、この場合、都道府県と市町村は互いに連携して指導監査等を実施する。
- (2)第2の1(1)の情報収集については、死亡事故等の重大事故の発生前までに実施した指導監査等の状況及び当該事故に係る指導監査等の結果を活用し、事実関係を整理する。
- (3) 死亡事故等の重大事故が発生した各施設・事業に対する当該事故後の指導監査等においては、当該事故と同様の事故の再発防止策がとられているか等、検証結果を踏まえた措置等についても確認すること。

(参考) 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する。



令和2年度、令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和2年11月1日~令和3年10月31日

1.部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和2年11月26日 15:00~16:20 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への 入所期間更新申立てについて (北部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への 入所期間更新申立てについて (西部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 なし

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第2回	令和3年2月25日 15:00~17:15 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (2) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (3) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課)

児童部会

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第3回	令和3年3月25日 15:00~16:30 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 報告事項なし その他なし
第 4 回	令和3年5月27日 15:00~16:50 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認 の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 3 その他 (1) 児童相談所における事案について(こども家庭課)

児童部会

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第5回	令和3年6月24日 15:00~16:30 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への 入所期間更新申立てについて(西部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(障害児福祉保健課) (2) 児童相談所における事案について(こども家庭課)

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第6回	令和3年7月29日 15:00~17:25 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニーミナミ 2階会議室)	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(障害児福祉保健課) (2) 子どもの権利ノートへの対応(報告)(障害児福祉保健課) (3) 養育里親による委託児童への被措置児童虐待について(報告)(こども家庭課) (4) 児童相談所における事案について(こども家庭課)
		5

児童部会

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第7回	令和3年8月26日 15:00~16:45 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への 入所期間更新の申立てについて(中央児童相談所) 報告事項 なし その他 (1) 児童相談所における事案について(こども家庭課)
第8回	令和3年9月30日 15:00~15:30 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	 審議事項 なし 報告事項 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) その他なし

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第9回	令和3年10月28日 15:00~17:20 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新の申立てについて(中央児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(南部児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (2) 自立援助ホームの廃止について(報告)(こども家庭課) (3) 児童福祉施設(児童家庭支援センター)設置・運営法人の審査について(こども家庭課) (4) 児童虐待事例等内部検証委員会での結果報告について(こども家庭課) (5) 被措置児童等虐待の報告について(北部児童相談所)

まとめ 令和2年11月26日から令和3年10月28日まで9回開催

【事例審議 12件】

- 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立て に係る案件 <u>7件、</u>
- 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新 申立て <u>5件</u>

【報告事項 6件】

・児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭 裁判所への申立て案件 <u>6件</u>

【その他】

- ・被措置児童等虐待の受付についての報告 6件
- ・被措置児童等虐待の報告について 1件
- ・子どもの権利ノート はがきの受け付けについて <u>1件</u>
- ・養育里親による委託児童への被措置児童虐待について 1件
- ・自立援助ホームの廃止について 1件
- ・児童福祉施設(児童家庭支援センター)設置・運営法人の審査について 1件
- ・児童虐待事例等内部検証委員会での結果報告について
- ・児童相談所における事案について

2.主な報告事項

第1回	
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てに ついて (北部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てに ついて (西部児童相談所)
 報告内	「1 審議事項」(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第2回		
報告事項	1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)	
報告内容	「1 審議事項」(1)(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。	
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。	
報告事項	2 報告事項 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 (1)被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (2)被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (3)被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課)	
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」については、報告内容を確認。	
主な意見 意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。		

第3回	
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第4回	
報告事項	2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 3 その他 (1) 児童相談所における事案について(こども家庭課)
報告内容	「2 報告事項」(1)について、報告内容を確認。 「3 その他」(1)について、意見交換を実施。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第5回		
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てに ついて(西部児童相談所)	
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。	
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。	
報告事項	3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(障害児福祉保健課) (2) 児童相談所における事案について(こども家庭課)	
報告内容	「3 その他」(1)について、報告内容を確認。 「3 その他」(2)について、意見交換を実施。	
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。	

5	第6回	
± + +	報告事項	 1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)
	報告内容	「1 審議事項」(1)(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。
	主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
幸(设告事 項	2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(障害児福祉保健課) (2) 子どもの権利ノートへの対応(報告)(障害児福祉保健課) (3) 養育里親による委託児童への被措置児童虐待について(報告)(こども家庭課) (4) 児童相談所における事案について(こども家庭課)
	報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」(1)(2)(3)については、報告内容を確認。「3 その他」(4)について、意見交換を実施。
	主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第7回	第7回		
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新の申立てに ついて(中央児童相談所)		
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。		
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。		
報告事項	3 その他 (1) 児童相談所における事案について(こども家庭課)		
報告内容	「3 その他」(1)について、意見交換を実施。		
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。		

第	第8回	
報告事項		2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への 申立てについて(西部児童相談所)
	報告内容	「2 報告事項」(1)について、報告内容を確認。
	主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第9回	
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への入所期間更新の申立てに ついて(中央児童相談所)
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(南部児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (2) 自立援助ホームの廃止について(報告)(こども家庭課) (3) 児童福祉施設(児童家庭支援センター)設置・運営法人の審査について(こども家庭課) (4) 児童虐待事例等内部検証委員会での結果報告について(こども家庭課) (5) 被措置児童等虐待の報告について(北部児童相談所)
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」(1)(2)(4)(5)について、報告内容を確認。「3 その他」(3)について、承認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

資料7 障害児部会

令和2年度、令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和2年11月1日~令和3年10月31日

1.部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和2年11月24日(書面開催)	(1) 第 4 期横浜市障害者プラン素案に係るパブリックコメントの実施結果について(2) 小児から成人への移行期(トランジション)支援について

2.主な報告事項

第1回	
報告事項	(1) 第4期横浜市障害者プラン素案に係るパブリックコメントの実施結果について
報告内容	第4期横浜市障害者プラン素案に係るパブリックコメントの実施結果について、 情報共有しました。
主な意見	 現状の分析をしっかり行った上で、必要な施策を検討し、計画を推進してほしい 成人期に地域で生活していくことを見据えて、放課後等デイサービスの利用方法については、子どもの成長や家族関係への影響も踏まえて考えていくべき 人それぞれのライフイベントについて、「自己選択・自己決定」を尊重する社会の実現を、という趣旨が強調される(伝わる)記載にしてほしい
報告事項	(2) 小児から成人への移行期(トランジション)支援について
報告内容	小児から成人への移行期(トランジション)支援について、部会として任意の意見 書を作成することとなりました。
主な意見	 移行期に考えられる「はざま」について検証していく ① 年齢のはざま ② 法制度のはざま ③ 医療・福祉・教育・労働など各領域のはざま ④ 当事者、行政、各法人、民間などそれぞれの立場のはざま ⑤ 家庭における子どもと養育者(親)の関係性が変化していく移行期としてのはざま



横浜市子供を虐待から守る条例 に基づく 令和2年度実施状況報告書



平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和2年度の取組の実施状況を報告します。(15条)

1 横浜市の体制(4条関係)

各区こども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材 育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

- (1) 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P.2~3)
 - ・児童相談所に児童福祉司44人、児童心理司13人など合計78人を増員 (令和3年度:児童福祉司16人など合計58人を増員)
 - ・区こども家庭支援課に児童虐待対応等の機能強化のために係長2人を増員 (令和3年度:係長4人、社会福祉職7人を増員)
 - ・区こども家庭課に「こども家庭支援拠点」機能の整備に向けた準備 (令和3年度より会計年度職員49人を増員)
- (2) 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P.4~5)
 - ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施

 - 専門的な職員育成のための職員研修の実施・児童精神科医師によるコンサルテーションの実施

 - ・児童福祉法等の改正をふまえた法定研修の実施 ・区虐待対応調整チームへのスーパーバイザー派遣

2 市の責務(4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの 支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化など、必要な施策を実施しました。

- (1) 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.5~8)
 - ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
- ・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施
- ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施(23→24か所)
- ・横浜子育てパートナー(地域子育て支援拠点における利用者支援事業)の実施
- ・親と子のつどいの広場事業の実施(66→67 か所)
- ・認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施
- ・私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施(31→36か所)
- ・乳幼児一時預かり事業の実施(23→25 か所)・保育所等での一時保育事業の実施
- ・横浜子育てサポートシステム事業の実施
- (2) 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.8~11)
 - ・産後母子ケア事業の実施

- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施
- ・子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターを全区に配置
- ・厚生労働省からの「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施
- ・「にんしんSOSヨコハマ」の運営
- ・ファミリーサポートクラスの実施

- ・産婦健康診査事業の実施
- ・母子生活支援施設を活用した、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための妊娠期支援事業の実施
- ・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化

- (3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.11~13)
 - ・関係機関向け研修の実施【区・局・児童相談所】
 - ・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク (YMN)の活動 ・各区と医療機関の連絡会の開催
- (4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.14)
 - ・代表者会議「横浜市子育でSOS連絡会」の開催・・実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催
- (5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.15)
 - ・精神科医や臨床心理士による面接相談等の実施【区】
 - ・産後うつ対策に向けた医療機関等の関係機関連携を図る検討会の実施
 - ・おやこの心の相談事業をモデル区3区で実施
- (6) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第9項関係)(P.15~17)
 - ア 親になるための準備
 - ・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】
 - イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証
 - ・重篤事例等検証委員会を開催し、30年度に発生した虐待による重篤事例3件の検証を実施 (令和元年度発生3件実施中)
 - ウ 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
 - ・養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修、交流会等の実施【区】
 - エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
 - ・児童相談所職員等に対する面接技術や診察等に関する知識・技術の向上のための研修の実施
 - オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
 - ・児童支援専任教諭を全小学校へ配置
 - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置

 - ・教職員に対する児童虐待対策研修の実施 ・ 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

3 市民の責務(5条関係)・関係機関の責務(7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思わ れる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。

- (1) 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等 (第7条第1項、第3項、第5項関係)(P.18~21)
 - ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組
- (2) 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係) (P.21)
 - ・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数 12,554 件)

経路	警察等	家族・親戚	学校	近隣・知人	児童相談所	福祉保健センター	その他
件数	5, 109	1,261	1,180	1,087	1,021	971	1,925

4 通告及び相談に係る対応等(8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子ど もの安全の確認を迅速に行いました。

- (1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.22~23)
 - ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数 (対応件数:12,554件(区役所:3,701件、児童相談所:8,853件))
- (2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.23)
 - ・よこはま子ども虐待ホットライン (24 時間 365 日、フリーダイヤル) での相談・通告の受付 (受付件数: 3,413 件)
- (3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.23~24)
 - ・かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE での相談の受付(令和2年7月~)(受付件数:1,535件)

5 情報の共有等(9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

- (1) 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.24~25)
 - ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(2,350件)
 - ・要保護児童等進行管理会議の開催・市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有
 - ・進行管理台帳への登録(2年度末4,799人)・個別ケース検討会議の開催(1,540回開催)
- (2) 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.25)
 - ・他都市への送付(533件)・他都市からの受理(503件)
 - ・市内移管(501件)

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

- (1) 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.25~26)
 - ・保育所等での被虐待児の見守りの実施
 - ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援(15→17か所)
- (2) 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力 (第10条第2項関係)(P.26)
 - ・横浜市子育てSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力(再掲)
- (3) 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請(第10条第3項、第4項関係)(P.26~27)
 - ・ 児童福祉法に基づく一時保護の実施(1,831件、うち1,133件)
 - ・立入調査(1件) ・警察への援助要請(6件) ・児童相談所における弁護士相談
- (4) 措置、一時保護等の解除時の再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係) (P. 27~28)
 - ・施設等退所後児童アフターケア事業の実施
- 資格等取得支援事業の実施
- ・里親・ファミリーホームへの委託

7 虐待を行った保護者への支援、指導等(11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

- (1) 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.29)
 - ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための家族再統合事業の実施
 - ・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施【区】
- (2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.29~30)
 - ・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問事業の実施 (家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣)(養育支援家庭訪問員を5人増員)
 - ・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、 妊娠中の支援を行いました。

- (1) 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第 12 条第1項関係) (P.30)
 - ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨
 - ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)・母親教室・両親教室を全区で実施
- (2) 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.30~31)
 - ・夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施【区】
- (3) 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第 12 条第3項関係) (P.31)
 - ・各種リーフレットを産婦人科医療機関等に配布し、市民に周知 (「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」など)

9 子供虐待防止の啓発(13条関係)

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。

- (1) 児童虐待防止の取組と理解及び協力を求めるため、毎年 11 月を児童虐待防止推進月間、毎月 5 日を子供虐待防止推進の日と定める。(第 13 条関係)(P. 31~33)
 - ・リーフレット「STOP!子ども虐待~地域のみんなでこどもを守ろう!~」の配布
 - ・包括連携協定の取組の一環として、オレンジリボンキャンペーン等を企業と連携して実施
 - ・区民向けのイベントでの啓発、講演会等の実施【区】
 - ・かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE の周知カードを、市立小・中・高校・特別支援学校へ配布



令和2年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく 実施状況報告書

令和3年9月

横浜市

目次

はじ	めに	. 1
1 7	横浜市の体制(第4条関係)	. 2
(1)) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4項)	2
(2))区と児童相談所の連携強化(第4条第4項)	. 4
(3))専門的な職員の育成(第4条第4項)	. 4
2	市の責務(第4条関係)	. 5
(1))子育て支援事業(児童福祉法第21条の9に規定)の充実(第4条第1項)	. 5
(2))児童虐待の予防・早期発見(第4条第2項)	. 8
(3))関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項)	11
(4))要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項)	14
(5))精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項).	15
(6))調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)	15
3	市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)	18
(1))虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等に努める(第7条第1 項、第2項、第5項)	18
(2)) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する(第 5 条第 3 項、第 7 条第 3 項)	
4	通告及び相談に係る対応等(第8条関係)	22
(1)) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項)	22
(2)) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)	23
(3))通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)	23
5	情報の共有等(第9条関係)	24
(1))保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)	
(2))要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)	25
6	虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第 10 条関係)	25
(1)) 関係機関と連携し、子供の適切か保護及び支援に努める(第10条第1項)	25

(2)	医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援	
	についての市への協力(第10条第2項)2	26
(3)	児童福祉法に基づく権限の行使(第10条第3項)2	26
(4)	警察への援助要請(第 10 条第 4 項)	27
(5)	措置、一時保護等の解除時の配慮(第10条第5項)2	27
7 虐	宣待を行った保護者への支援、指導等(第 11 条関係) 2	29
(1)	虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項)	
(2)	虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項)2	29
8 好	壬娠中の女性及び胎児の健康保持等(第 12 条関係)	30
(1)	妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める(第 12 条第 1 項)、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する(第 12 条第 2	ŧ
	項)	30
(2)	産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項)	
		31
9 -	子供虐待防止の啓発(第 13 条関係)	31
(1)	こども青少年局が実施した啓発活動(第13条)	31
(2)	区こども家庭支援課が実施した啓発活動(第13条)	33
資料	34	

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、 虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、 子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与すること を目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことにより、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

また、平成28年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村に「市区町村子ども家庭支援総合支援拠点」機能を整備することが規定されました。本市でも、同機能を令和4年度末までに全区のこども家庭支援課に順次整備することとし、令和2年度は、開設に向けた準備を進めました。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所としての役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童虐待の潜在化が懸念されました。本市では、関係機関等のご協力のもと、状況把握に努め、相談体制の強化や要支援者の孤立予防の啓発など、引き続き児童虐待の8つの対策を推進し、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組みました。

以下、本報告書では、令和2年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制(第4条関係)

(1)通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4 項)

ア 児童相談所組織・構成

令和2年4月現在の職員数は職員404人です。

【参考】その他職員 計138人 (再任用1人 月額会計年度任用職員137人)

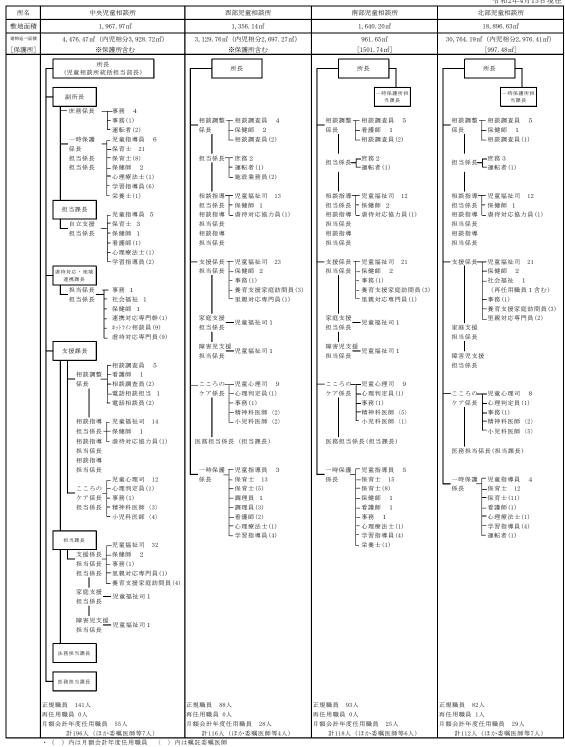
令和2年度には児童福祉司44人、児童心理司13人、保健師4人、一時保護所の児童 指導員・保育士12人など合計78人を増員し、相談支援体制の強化を図りました。

令和2年4月13日現在 所名 中央児童相談所 西部児童相談所 南部児童相談所 北部児童相談所 敷地面積 1. 967. 97 m² 1, 356, 14 m² 1, 640. 20 m² 18, 896, 63 m² 3, 129, 76㎡ (内児相分2, 697, 27㎡) 30,764.19㎡ (内児相分2,976,41㎡) [保護所] ※保護所含む [1501.74m²] [997. 48 m²] 所長 (児童相談所統括担当部長) 副所長 事務 4 事務(1) 運転者(2) 庶務係長 相談調整 - 相談調査員 4 相談調整・ - 相談調査員 相談調整 - 相談調査員 保健師 1 相談調査員(1) 係長 保健師 2 相談調査員(2) 係長 看護師 1 −相談調査員(2) 係長 児童指導員 6 係長 -保育士 21 担当係長 保育士(8) 担当係長 [庶務3] 運転者(1) - 運転者(1) - 施設業務員(2) 担当係長 - 保健師 2 心理療法士(1) 学習指導員(6) 相談指導 児童福祉司 13 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 相談指導 児童福祉司 12 担当係長 保健師 2 相談指導 虐待対応協力員(1) 相談指導 児童福祉司 12 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 栄養士(1) 担当課長 自立支援 保育士 3 担当係長 担当係長 担当係長 保健師 1 相談指導 相談指導 担当係長 - 看 維 師 (1) 担当係長 担当係長 担当係長 心理療法士(1) - 支援係長 - 児童福祉司 23 担当係長 - 保健師 2 - 事務(1) - 支援係長 - 児童福祉司 21 担当係長 - 保健師 2 - 事務(1) 学習指導員(2) 虐待対応・地域 - 社会福祉 1 担当係長 事務 1 養育支援家庭訪問員(3) 養育支援家庭訪問員(3) (再任用職員1含む) 担当係長 社会福祉 1 里親対広専門員(1) 里舞対広専門員(1) **東森(1)** 養育支援家庭訪問員(3) 保健師 1 家庭支援——児童福祉司1 家庭支援——児童福祉司1 __里親対応専門員(2) 連携対応専門幹(1) 担当係長 担当係長 家庭支援 **ホットライン相談員(9)** 虐待対応専門員(9) 担当係長 障害児支援 児童福祉司1 障害児支援 児童福祉司1 障害児支援 支援課長 一相談調査員 5 一看護師 -担当係長 相談調整 -相談調査員(2) -児童心理司 9 児童心理司 9 係長 ケア係長 一心理判定員(1) 事務(1) - こころの - 児童心理司 9 ケア係長 - 心理判定員(1) - 事務(1) - 精神科医師 (5) -電話相談担当 1 -児童心理司 8 児童心理。 を一心理判定員(1) 事務(1) ケア係長 電話相談員(2) -精神科医師〈2〉 小児科医師〈2〉 相談指導 児童福祉司 14 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) −精神科医師〈2〉 小児科医師〈1〉 医務担当係長 (担当課長) 医滁扣当係長(扣当課長) 医務担当係長(担当課長) 担当係長 和熱粉道 - 時保護 - 児童指導員 3 系長 - 保育士 13 - 保育士(5) ·時保護___児童指導員 5 担当係長 担当係長 関連の理り こころの ・ 位理判定員(1) ケア係長 担当係長 「精神科医師(3) 小児科医師(4) 係長 係長 -保育士 15 一時保護_ 児童指導員 4 -保育士(8) 係長 -保育士 12 -保育士(11) -調理員 1 - 保健師 -調理員(3) - 看護師 1 - 看護師(1) - 事務 1 - 心理療法士(1) -看護師(2) -心理療法士(1) 心理療法士(1) 学習指導員(4) -学習指導員(4) -運転者(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) 担当係長 障害児支援 児童福祉司1 法務担当課長 医務担当課長 再任用職員 0人 再仟用職員 0人 再仟用職員 0人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 55人 月額会計年度任用職員 28人 月額会計年度任用職員 25人 月額会計年度任用職員 29人 計196人(ほか委嘱医師等7人) 計116人 (ほか委嘱医師等4人) 計118人 (ほか委嘱医師等6人 計112人 (ほか委嘱医師等7人)

・()内は月額会計年度任用職員 〈 〉内は嘱託委嘱医師

[■] 総職員数 542人 [正規職員 404人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 137人] (ほか委嘱医師 計24人)

令和2年4月13日現在



■ 総職員数 542人 [正規職員 404人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 137人] (ほか委嘱医師 計24人)

イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成26年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1人、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

令和2年度に区の児童虐待対応等の機能強化のため、係長2人を増員しました。また、「こども家庭総合支援拠点」機能の設置に向けた準備を行いました。

(2) 区と児童相談所の連携強化(第4条第4項)

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携 強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健 師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 実地研修実績

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
区こども家庭支援課職員(人)	25	25	19	23	25
区こども家庭支援課責任職(人)	14	9	11	9	9
児童相談所職員(人)	22	18	18	22	29
児童相談所責任職(人)	4	4	1	3	2

(3) 専門的な職員の育成(第4条第4項)

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の 職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
児童相談所 職員研修	171	2, 572	188	3, 030	175	3, 111	231	4, 086	361	5, 343
区職員研修 (局主催)	13	391	8	366	7	421	9	525	10	453
区職員研修 (区主催)	127	2, 844	93	2, 718	94	2, 369	65	1, 431	74	1, 884

イ 法定研修

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法第13条第3項第5号、同条第8項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則第6条第11号及び第12号に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられました。

表 法定研修実施状況

		29年度	30年度	元年度	2年度
		修了者	修了者	修了者	修了者
		数	数	数	数
児童福祉司任用前	児童相談所(人)	31	52	51	85
講習会	区こども家庭支援課(人)	18	9	0	0
児童福祉司任用後研	児童福祉司任用後研修(人)			43	67
児童福祉司スーパー	6	6	5	4	
調整担当者研修(人)	-	19	24	21

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区こども家庭支援課の職員が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を行っています。

【派遣回数 令和2年度 14回/年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、実効性のある助言や指導を行う事業を行っています。

【派遣回数 令和2年度 36回/年】

2 市の責務(第4条関係)

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の 予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施し ました。

(1)子育て支援事業(児童福祉法第21条の9に規定)の充実(第4条第1項)

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
訪問件数(件)	27, 723	26, 348	26, 198	22, 691	25, 279

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
訪問員人数(人)		915	928	926	917	910
新任者	実施回数(回)	2	2	2	2	0*
研 修	参加者数(人)	97	143	99	70	0*
現任者	実施回数 (回)	3	3	3	3	0*
研 修	参加者数(人)	749	756	681	746	0*
合 計	実施回数 (回)	5	5	5	5	0*
	参加者数(人)	846	899	780	816	0*

^{**}新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を休止しました。なお、現任者研修については、研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
育児支援	訪問世帯数(世帯)	525	526	461	412	385
家庭訪問員	訪問回数(回)	3, 880	4, 462	3, 775	3, 582	3, 852
育児支援	訪問世帯数(世帯)	58	64	76	61	78
ヘルパー	訪問回数(回)	1, 423	1, 615	2, 209	1, 829	2, 962

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
ショートステイ (件)	400	493	715	830	729
トワイライトステイ(件)	2, 425	2, 352	2, 667	2, 512	2, 742
休日預かり(件)	1, 648	2, 204	2, 306	2, 610	2, 252

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の 子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総 合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、 困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄 り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」 を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、令和2年度までに6か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施施設数(か所)	20	21	22	23	24
(うち、利用者支援事業実施施設数)	(18)	(20)	(21)	(23)	(23)
延べ利用者数(人)	508, 219	507, 101	522, 651	467, 858	300, 554
延べ相談件数(人)	53, 707	58, 846	61, 589	59, 090	50, 282

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施施設数(か所)	57	61	63	66	67
延べ利用者数(組)	110, 836	107, 218	110, 857	96, 538	67, 720

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部 の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行ってい ます。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施園数(か所)	36	37	38	37	38
延べ利用者数 * (人)	66, 570	64, 410	58, 712	46, 937	16, 314

[※] 子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
実施園数(か所)	23	28	30	31	36
延べ利用者数(組)	39, 219	41, 160	42, 926	38, 432	27, 869

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
実施施設数(か所)	22	22	22	23	25
延べ利用者数(人)	87, 304	85, 150	88, 124	85, 716	56, 423

ケ 一時保育事業 (民間保育所等・市立保育所・横浜保育室)

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業 (民間保育所等・市立保育所・横浜保育室) の実施状況

	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
民間保	実施施設数(か所)	388	415	418	423	437
育所等	利用者数(人)	137, 790	133, 642	124, 271	109, 886	74, 322
市立保	実施施設数(か所)	46	46	44	43	42
育所	利用者数(人)	15, 172	14, 777	11, 528	8, 391	4, 875
横浜保	実施施設数(か所)	84	52	50	39	30
育室	利用者数 (日分)	7, 731	5, 331	3, 828	2, 877	1, 056

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
機能強化支部(拠点)事務局(か所)	18	18	18	18	18
区支部(区社協)事務局(か所)	0	0	0	0	0
会員数 (人)	12, 211	13, 138	14, 187	14, 935	14, 376
活動援助実績(件)	55, 767	57, 935	59, 401	60, 908	36, 896

(2) 児童虐待の予防・早期発見(第4条第2項)

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの 提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度		
ショート	利用実人数(人)	145	199	249	268	298		
ステイ	利用延日数(日)	797	1, 037	1, 322	1, 428	1, 489		
デイケア	利用実人数(人)	69	94	153	188	176		
	利用延日数(日)	284	326	599	720	682		
訪問型	利用実人数(人)		85*	663	843	917		
	利用延件数(件)		130*	1, 295	1, 592	1, 685		

[※] 平成30年1月~3月までの実績

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦 の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
妊娠の届出者数(人)	32, 171	30, 950	29, 488	28, 749	27, 121
個別面談実施率(%)	93. 6	95. 5	96. 2	96.8	98. 9

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況(各年度3月末現在)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特定妊婦登録人数(人)	155	178	156	125	137

ウ 母子保健コーディネーターの配置

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターを全区に配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ 厚生労働省からの「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施

「『子どもの見守り強化アクションプラン』の実施について」(令和2年4月27日厚生労働省子ども家庭局長通知)において、要保護児童対策協議会に登録されている支援対象児童について、見守りの強化と定期的な状況の把握を行うよう掲げられたことを受け、令和2年4月から6月までの緊急事態宣言下は、要保護児童対策地域協議会の把握している児童(要保護児童等)を対象として、原則1週間に1回の状況把握を実施しました。

オ 厚生労働省からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、平成30年度から、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

カ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター

等の継続支援につなげました。

(相談内容の例:妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題等)

表 相談実績数

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
相談実績数(件)	349	341	414	509	549

キ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施回数 (回)	253	247	247	202	170
参加者実人数(人)	313	298	289	262	203
参加者延べ人数(人)	981	950	940	820	590

ク 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS (エジンバラ産後うつ質問票)を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	29年度 *	30年度	元年度	2年度
2週間健診(件)	9, 586	14, 409	15, 103	13, 612
1か月健診(件)	14, 982	21, 949	22, 019	21, 660
合計	24, 568	36, 358	37, 122	35, 272

[※] 平成29年6月から開始

ケ 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的(原則、産前8週、産後8週間)な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者(助産師)が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	28年度 **	29年度	30年度	元年度	2年度
入所人数 (人)	4	8	11	6	6
訪問指導者派遣回数(回)	45	30	70	62	49

[※] 平成28年度から実施

コ 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っておりましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、令和2年度3,121件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況 (カッコ内は診療情報提供書を再掲)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
件数	1, 922	2, 363	2, 859	3, 042	3, 121
(件)	(504)	(900)	(950)	(957)	(953)

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項)

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こども家庭課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修(令和2年度)

実施回数	参加人数	機関別内訳(参加人数)(人)			
(回)	(人)	民生·児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
35	870	11	189	100	570

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修(令和2年度)

実施回数	参加人数	機関別内訳(参加人数)(人)			
(回)	(人)	民生·児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
98	2, 687	635	474	646	932

(ウ) 局こども家庭課が実施した研修(保育・教育人材課と共催)(令和2年度)

=	講師	参加人数	機関	関別内訳 (人)		
テーマ	神神	(人)	教育関係	保育所	区・児相等	
子どもに表れる 児童虐待の影響 とその支援	さいたま子どものこころク リニック・児童精神科医師 星野 崇啓氏	196	39	55	102	

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク (YMN) の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年1回の定期会議を開催しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院(12病院)

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R 2 . 11. 12	標準化部会	【事例提供機関】① 横浜市立大学市民総合医療センター② 横浜市立大学附属病院	48人

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況(令和2年度)

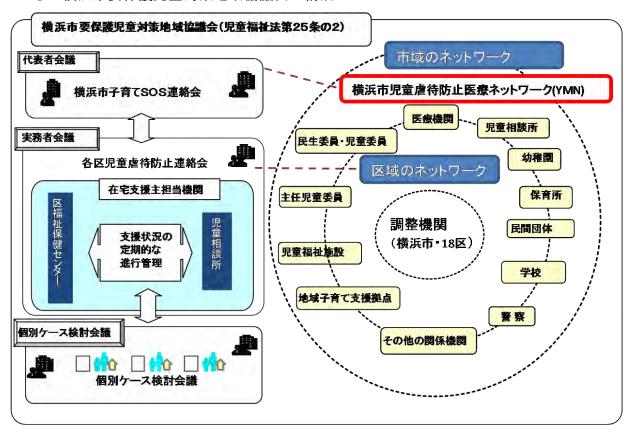
開催日	対象病院	主催	参加行政機関
R2.7.6		病院	磯子区
R2.8.3		病院	南区
R2.10.5	横浜市立大学付属	病院	南区
R2.9.8	市民総合医療センター	病院	磯子区
R2.11.2		病院	磯子区
R2.12.7		病院	南区
R3.2.4		病院	南区
R2.8.4	横浜市立みなと赤十字病院	病院	南区
R2.9.8	大井産婦人科	鶴見区	鶴見区
R2.9.18	江田記念病院 みどりの家診療所 メンタルクリニック響 青葉台みなみクリニック	青葉区	青葉区
R2.9.25	とわ助産院	鶴見区	鶴見区
R2.9.25	めぐみ助産院	鶴見区	鶴見区
R2.9.30	国際親善総合病院	泉区	泉区
R2.10.20	バース&レディースクリニック ソラ	都筑区	都筑区
R2.10.29	ママスハウス	都筑区	都筑区
R2.10.30	横浜市立大学附属病院 横浜南共済病院 山本助産院	金沢区	金沢区
R2.11.12	堀病院	瀬谷区	瀬谷区、旭区、保土ケ谷区、泉区
R2.11.13	聖マリアクリニック本院 戸塚共立レディースクリニック あおのウィメンズクリニック 国立病院機構横浜医療センター	戸塚区	戸塚区
R2.11.16	昭和大学横浜市北部病院	都筑区	都筑区
R2.12.7	横浜労災病院	港北区	港北区
R2.12.15	レディスクリニックフォレスタヴェルデ	都筑区	都筑区
R2.12.24	東條ウィメンズホスピタル	港南区	港南区
R3.1.19	横浜栄共済病院	病院	栄区
R3.3.2	汐見台病院	港南区	港南区
R3.3.15	横浜市総合リハビリテーションセンター	港北区	港北区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化 (第4条第5項)

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

〇 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議 (横浜市子育てSOS連絡会)

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】開催状況 第1回:令和2年12月17日

(イ) 実務者会議(区虐待防止連絡会)

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など415回開催しました。

(5)精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による 面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりや すくする取組などを実施しました。

表 各区の取組例

鶴見区	専門家相談
神奈川区	DV・虐待心理相談事業
南区	ママカウンセリング
金沢区	個別カウンセリング
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別ヒーリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
泉区	養育者面接
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

イ 産後うつ対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に 向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る検討会を開催し ました。

ウ おやこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談事業」を3区(金沢区、青葉区、戸塚区)で実施しました。

(6)調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)

ア 親になるための準備

○区の取組

小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健 康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取 組を行いました。

表 令和2年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	7区	3, 534

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析 重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた 児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の 分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事 例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和2年度は、平成30年度に発生した児童虐待による重篤事例3件について検証を行いました。令和元年9月~令和2年9月に9回の検証委員会を開催し、令和2年10月に児童福祉審議会から報告書が提出されました。また、令和3年3月より、令和元年度に発生した重篤事例3件について検証を開始し、継続して検証しています。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和2年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	3区	249
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	9区	670

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察 *等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

表 被害確認面接研修

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
児童相談所職員 ※ (人)	15	12	12	16	8

[※] 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
受講者数(医師)	(人)	5	9	9	9	11

(イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子ども を対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動 の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。令和2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から事業実施を中止しました。

^{**} 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の 虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア(児童自身の身体に対する漠然とし た不安の軽減)に大きな効果があります。

【参考】表 健全育成事業 各所実績(令和元年度)

	参加人数(人)	内容・行先等
中央児童相談所	95	
西部児童相談所	47	動物園や水族館、公園等への外出、夏季
南部児童相談所	48	宿泊キャンプの実施、調理実習の実施な
北部児童相談所	36	ど
合 計	226	

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭(全小学校341校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー(4方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する41人の巡回型担当、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計45人を配置。人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当2人と、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人、スーパーバイザーとしての担当係長1人を配置。)
- ・スクールカウンセラー (小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置)

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和2年度の実績

内容	実施日	対象				
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修要保護児童等への支援について〈Eラーニング〉 ~児童・生徒を児童虐待から守るために~	R2.6	新任児童支援·生徒指導専任教諭 (119人参加)				

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスク ールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、放課後児童育成課の巡回相談員8人が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発 を行いました。

表 令和2年度の実績

内容(講師)	実施日	参加人数
児童虐待の防止と対応	R3.1.28	27人
(講師:中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R3.1.29	29人

3 市民の責務 (第5条関係)・関係機関等の責務 (第7条関係)

(1) 虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等に努める(第7条第 1項、第2項、第5項)

ア 横浜市子育でSOS連絡会構成機関の取組一覧(令和2年度)

一	「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
横浜市医師会	○ 小児科医会と講演会の開催を検討中。今後、新型コロナウイルス感染症の状
	況が落ち着いてきたら、小児科医会と子どもの虐待の講演会開催をしたい。
横浜市産婦人	○ 妊婦を新型コロナウイルス感染症の不安から守る活動がメインになってい
科医会	る。
	○ 令和3年10月12日精神科医会と合同でWEB講演会を実施。
	精神科の医師と心理士で、ボンディングの障害について講演
	産婦人科医師27人、精神科の医師17人参加
横浜市精神科	○ 令和3年10月12日産婦人科医会と合同でWEB講演会を実施。
医会	精神科の医師と心理士で、ボンディングの障害について講演
	産婦人科医師27人、精神科の医師17人参加
横浜市歯科医	○ 千葉県歯科医師会や神奈川県歯科医師会が行っている虐待の事業を参考に
師会	し、今後の児童虐待防止に向けた協議を実施。
神奈川県弁護	○ 神奈川県下の児童相談所への専門的な弁護士の推薦
士会	○ 児童相談所において、弁護士に「常時相談できる体制」を設置するための相
	談・検討
	○ 子どもの電話相談窓口の設置、相談業務
	○ 子どもの無戸籍状態を解消するための電話相談窓口の設置、定期的な協議会
	の開催(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため未実施)。
	○ 各種研修、勉強会の開催・参加
	○ 個々の弁護士の活動として、虐待を受けたお子さんの系統的全身診察の実施。
	また、刑事事件の被害者として参加する場合に、なるべく子どもに負担がな
	いように対策するワンストップサービスをするためのNPOを神奈川県弁護
	士会の弁護士が理事になって立ち上げた。
神奈川県警察	○ 令和2年上半期における児童虐待に係る児童通告数
本部	○ 県警察における児童虐待事案への対応
	○ 児童相談所との情報共有
横浜地方法務	児童虐待に関する 人権相談体制
局	○「子どもの人権110番」相談電話(フリーダイヤル)の常設
人権擁護課	法務局職員及び人権擁護委員が対応
横浜市人権擁	○「子どもの人権110番」強化週間の実施
護委員	8月28日から9月3日の相談時間延長
	(平日19時まで、土曜日・日曜日10時から17時まで開設)
	○ 子ども人権SOSミニレターの配布
	県内全ての小中学生に対し、学校を通じて6月から9月にかけて配布
	○ インターネット人権相談
	法務省HPに専用フォームを設け人権相談を受け付けている
	上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児
	童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施

横浜地方法務 ○ 無戸籍者に関する情報収集 局 ○ 法務局では、無戸籍者支援対策協議会を組織(コロナの関係で、令和2年度 戸籍課 ○ 無戸籍が絡んでいる事案と児童虐待が絡んでいる事案は関連している場合も あり、区役所こども家庭支援課や児童相談所と連携している。 ○ 子育てサロンやひろばにおいて、孤立しやすい子育て世代の保護者に日々の 横浜市民生委 子育ての中での不安や心配事を聞き、安心して相談できる機関があることを 児童委員協議 伝える。 ○ 地域での見守り活動において、気になる児童・生徒の情報を学校と共有、また、 主任児童委員 毎月の児童支援・生徒指導専任教諭協議会に出席し、学校との連携を深める。 連絡会 ○ 要保護児童対策地域協議会に出席し、意見交換をする。 ○ 市区で開催される要保護児童対策地域協議会研修会に参加し、要保護児童の 発見や関係機関との連携について認識を深める ○ 厚生労働省発行の虐待防止リーフレットを児童委員・主任児童委員の活動の 中で活用。(リーフレットの内容を理解し、地域の中で必要と思われる親子に その内容を伝える) ○ 新型コロナ感染拡大に伴い、3月から4月にかけて活動停止。6月からは少し よこはまチャ イルドライン ずつ活動を再開。「友だちと会えなくてさみしい」「勉強が遅れる」「お母さん がおこる」などの電話があった。 ○ 冬の情報誌では、「子どもは新型コロナウイルス感染症をどうとらえたか」と して、子どもたちが新型コロナウイルス感染症をどう感じたのか、アンケート をもとに考える。アンケートは保土ケ谷区の小学校をはじめ、多くに子どもた ちの協力を得た。 ○ 横浜市社協児童福祉部会は、横浜市内の児童相談所、里親会、ファミリー 横浜市社協 ホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、 児童福祉部会 自立援助ホームの9つの機関で組織され、会議を開催している。 ○ 児童相談所による虐待対応件数が増加し続けているなか、保護された子ど もたちの社会的養護の多様な場の確保を課題として認識している。 横浜市幼稚園 ○ 横浜市こども青少年局と連携して50人ほどの役員会で情報提供を受け各区 協会 の園長会等で伝達し、254の園にメール配信も併用して情報発信(虐待の報 道があった場合を含む)を行っている。 ○ カウンセリング研究講座を年に4回開催し、保護者の立場に立って話を聴け る教職員を増やしている。 ○ 年間を通して週に2日"子育て電話相談"を専用電話番号で使用して開所し、 臨床心理士が保護者・教職員から相談を受けている。 ○ 区役所の行う虐待に関する研修会や、区のSOS連絡会に代表者が参加し、園 長会でフィードバックしている。 ○ 各園で区役所の子ども家庭支援課と情報共有しながら虐待が疑わしい子を知 った時には連絡を取り、相談をしながら対応している。 横浜市私立保 │○ 虐待を未然に防ぐ最前線という意識で毎日の確認を行い、少しでも不審 育園こども園 な点があった場合は通告するようにしている。 ○ 毎月の各区代表による地区委員会及び会員園へのメール発信を併用して 園長会 情報発信を行っている。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大で登園自粛となっていた期間は、オン ライン朝の会や交流会で、繋がりを保つ活動を行っていた。また、登園 自粛している家庭の中で、リスク要因のある園児についてはお迎えに行 き登園を促していた。
- 管理職研修の中で、児童虐待防止の内容を定期的に行っている。

横浜市立小学 校長会 校長会

【小学校】

子どもたちが登校しない3カ月の間、教育委員会、児童相談所、区役所、警察等 横浜市立中学│から適切に情報発信をいただいたことで、高い危機感をもって継続した見守り体 制をつくることができた。

- 関係機関と連携した見守り
 - 区役所、児童相談所との連絡票等を活用した情報連携
 - ・警察のパトロール。学警連を活用した警察・学校の情報連携
- 学校で子ども、家庭の状況を把握する
 - ・家庭訪問や返信可能なメール配信等を活用し、継続して子ども、保護者とつ ながりをもつとともに、状況を把握する。
 - ・教育委員会作成の心のケアアンケート、学校再開プログラムの活用によるア セスメント
 - ・カウンセラー活用した職員への心理教育
- ・カウンセラー心理教育をもとにして子どもの心のケアについて保護者向け発

※教育委員会からの発信や情報提供が大きな後押しになりました。

【中学校】

- 横浜市子供を虐待から守る条例7条(関係機関等の責務)に則った事案対応
- 年度当初 校内生徒指導体制の確認 虐待とは、その影響は、学校・教職員の役割等
- 虐待への組織的対応体制整備 校長・副校長・生徒指導専任教諭・養護教諭 他
- 専門職の活用 SC SSW
- 教育委員会事務局への報告・相談 方面別学校教育事務所との連携、弁護士相談

横浜市教育委 員会

- 児童相談所との人事交流を継続し、人事交流で得た知見を現場に還元する方 法を、局内プロジェクトにて検討するなどして、教育と福祉の相互理解に努 めている。
- 就学時健康診断の実施要領を改正し、あわせて虐待対応の手引き及びチェッ クリストを作成。全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努め ている。
- 就学時健康診断や入学説明会を欠席する児童のフォローの流れを改訂し、あ わせて専用の児童虐待防止連絡票を作成。現認できない児童の把握に努めて いる。
- 令和2年度から、全小・中・義務教育学校を定期的に訪問する巡回型スクー ルソーシャルワーカー (SSW) 活用事業に体制を移行。一人の SSW が 3~5中 学校ブロックを担当し、虐待の早期発見・早期対応に努めている。
- 就学時健康診断における SSW の学校支援。(対象:114校)

	○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしん SOS よこはま」
	の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。
	○ 区・児相・学校間の要保護児童等のスムーズな情報連携のあり方と SSW を活
	用した情報共有について、こども青少年局と検討している。
市民局人権課	○ 市人権啓発講演会(11 月)において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴
	える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、市民に向けて、子ど
	もの人権を尊重していくよう発信。
	○ 広報よこはま 12 月号において、虐待防止をテーマとする記事を掲載。(12 月)
政策局男女共	○ 市DV相談支援センター等相談窓口の周知 (通年)
同参画推進課	・市関連施設、医療機関、教育機関等を通じて、チラシ、カードの配
	布
	・SNS(Twitter、LINE)による情報発信
	○ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発(毎年 11 月)
	・区役所等で啓発キャンペーンを展開
	・パープルのライトアップを市内観光施設の協力のもとで実施
	・市内在住の 10 代~30 代に向けて SNS (Instagram) にてデートDV防止に
	関する広告を配信
	・市経営責任職向けにパープルリボン着用依頼
	○ 横浜市DV施策推進連絡会による関係機関の連携強化

(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する(第5条第3項、第7条第3項)

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数(令和2年度)

市全体では警察等からの割合が40.7%となっています。区こども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が20.6%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が57.6%となっています。

(単位:件、%)

	市全体				区役所		J	2章相談	
区 分	元年度	2 年	F度	元年度	2 4	丰度	元年度	2 4	丰度
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター※1	987	971	7. 7%	836	761	20.6%	151	210	2. 4%
他都道府県市町村	236	210	1. 7%	232	202	5.5%	4	8	0.1%
児 童 相 談 所	1, 064	1, 021	8.1%	89	148	4.0%	975	873	9.9%
保 育 所	358	410	3.3%	320	332	9.0%	38	78	0.9%
児童福祉施設等	83	113	0.9%	44	47	1.3%	39	66	0.7%
警察等	4, 284	5, 109	40.7%	6	13	0.4%	4, 278	5. 096	57.6%
医療機 関	448	413	3.3%	337	290	7.8%	111	123	1.4%
幼 稚 園	52	40	0.3%	41	24	0.6%	11	16	0. 2%
学 校	861	1, 180	9.4%	458	467	12.6%	403	713	8.1%
教育委員会等	7	9	0.1%	4	4	0.1%	3	5	0.1%
児 童 委 員	45	36	0.3%	41	36	1.0%	4	0	0.0%
家 族 ・ 親 戚	1, 062	1, 261	10.0%	578	577	15.6%	484	684	7. 7%
近隣·知人	822	1, 087	8.7%	412	375	10.1%	410	712	8.0%
児 童 本 人	58	104	0.8%	10	13	0.4%	48	91	1.0%
その他*2	631	590	4. 7%	539	412	11.1%	92	178	2.0%
合 計*3	10, 998	12, 554	100.0%	3, 947	3, 701	100.0%	7, 051	8, 853	100.0%

- *1 区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。
- *2 区役所の「その他」には、平成30年度から把握対象を拡大した「乳幼児健診未受診者、未就園 児、不就学児童等の状況確認」で、把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ照会を行 った件数を含む。
- **3 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

4 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速 やかに調査を行い、子どもの安全確認を行いました。

ア 児童虐待相談の対応件数

(児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
区役所 (件)	2, 131	1, 971	3, 202	3, 947	3, 701
児童相談所(件)	4, 132	4, 825	6, 403	7, 051	8, 853
合計 (件)	6, 263	6, 796	9, 605	10, 998	12, 554

イ 相談種別件数(令和2年度)

市全体では心理的虐待の割合が多く、52.9%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が53.0%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が63.5%と多くなっています。 (単位:件、%)

~ なっている 7 。 (羊匠: 斤 、 70						
区分	市全	≧体	区包	设所	児童相談所	
区力	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	2, 827	22.5%	701	18.9%	2, 126	24.0%
性的虐待	113	0.9%	14	0. 4%	99	1.1%
心理的虐待	6, 643	52.9%	1, 025	27. 7%	5, 618	63.5%
ネグレクト	2, 971	23. 7%	1, 961	53.0%	1, 010	11.4%
合 計*	12, 554	100.0%	3, 701	100.0%	8, 853	100.0%

^{*} 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0% にならないものがあります。

ウ 年齢別件数(令和2年度)

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、50.0%となっています。 区こども家庭支援課は未就学児童が71.0%と多く、児童相談所では小学生以上が 58.7%と多くなっています。

	市全体		区役所			児童相談所			
区分	元年度	2 年	F度	元年度	2 年度		元年度 2年度		F度
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0歳	933	852	6.8%	522	454	12. 3%	411	398	4. 5%
1~6歳	5, 013	5, 422	43. 2%	2, 295	2, 173	58. 7%	2, 718	3, 249	36. 7%
7~12歳	3, 224	3, 873	30.9%	871	825	22.3%	2, 353	3, 048	34. 4%
13~15歳	1, 205	1, 513	12.1%	207	200	5. 4%	998	1, 313	14. 8%
16歳以上	623	894	7. 1%	52	49	1. 3%	571	845	9. 5%
合 計*	10, 998	12, 554	100.0%	3, 947	3, 701	100.0%	7, 051	8, 853	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0% にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数(令和2年度)

市全体では実母によるものの割合が多く、52.9%となっています。区こども家庭支援課は実母の割合が71.7%と多く、児童相談所では実母の45%に対し、実父が47.2%とほぼ同じ割合になっています。

(単位:件、%)

	市全体				区役所			児童相談所		
区	分	元年度	2 年	F度	元年度	2 年	F度	元年度	2 年	F度
		件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実	父	4, 335	5, 139	40.9%	1, 081	958	25.9%	3, 254	4, 181	47. 2%
実久	父の外の父	345	427	3.4%	49	32	0. 9%	296	395	4. 5%
実	母	5, 929	6, 638	52.9%	2, 778	2, 652	71. 7%	3, 151	3, 986	45.0%
実長	以外の母	33	39	0. 3%	6	10	0. 3%	27	29	0. 3%
そ	の他	356	311	2. 5%	33	49	1. 3%	323	262	3. 0%
合	計 **	10, 998	12, 554	100. 0%	3, 947	3, 701	100. 0%	7, 051	8, 853	100.0%

^{**} 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0% にならないものがあります。

(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
受付件数(件)	3, 126	3, 099	3, 032	3, 218	3, 413

(3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化(189)に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受付け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化(189)されました。また、令和元年12月3日から通話料が無料化されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談 LINE

令和2年7月1日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運用を開始しました。

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの横浜市民からの相談件数は1,535件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は304件で、全体の20%となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談 LINE 受付件数

			2 年度		(-	参考:3年度	()	
			内	訳		内訳		
		月別件数	虐待の 相談	虐待以外 の相談	月別件数	虐待の 相談	虐待以外 の相談	
4	月				120	24	96	
5	月				111	30	81	
6	月				169	40	129	
7	月	126	21	105	296	50	246	
8	月	88	16	72				
9	月	103	25	78				
10	月	146	26	120				
11	月	170	32	138				
12	月	351	57	294				
1	月	181	37	144				
2	月	181	40	141				
3	月	189	50	139				
合	計 *	1, 535	304	1, 231	696	144	552	

(単位:件)

5 情報の共有等(第9条関係)

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

(1)保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1 項関係)

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋げています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	28年度 ※	29年度	30年度	元年度	2年度
児童相談所から 警察に提供(件)	23	553	1, 226	937	765
警察から 児童相談所に提供(件)	2	77	798	592	1, 585
合計 (件)	25	630	2, 024	1, 529	2, 350

[※] 平成28年度は1か月のみの実績(連携協定開始日が平成29年3月1日のため)

[※] 令和2年度は運用を開始した7月からの実績。令和3年度は7月までの実績。

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関(学校、保育所、幼稚園等)からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを 構築し、学齢期の子どもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末
要保護児童(人)	4, 222	3, 980	4, 315	4, 604	4, 662
特定妊婦(人)	155	178	156	125	137
合計 (人)	4, 377	4, 158	4, 471	4, 729	4, 799

ウ 個別ケース検討会議(第9条第1項)

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和2年度は、1,540回開催し、延べ2,536人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
開催回数(回)	1, 517	1, 629	1, 737	1, 785	1, 540

(2)要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数(令和2年度)

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区こども家庭支援課(件)	219	215	210
児童相談所(件)	314	288	291
合計(件)	533	503	501

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める(第10条第1項)

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、 見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所 等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数(4月1日現在)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
対象児童数 (人)	35	41	31	34	32

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

令和2年度は、新たに2か所設置し、17区17か所で実施しています。

<設置区(令和2年度末現在)>

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

表 設置数及び相談件数

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
設置数(か所)	9	11	12	15	17
相談件数(件)	13, 780	20, 542	30, 677	41, 191	44, 508

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項)

再掲 関係機関の取組一覧 P.18~21参照

(3) 児童福祉法に基づく権限の行使(第10条第3項)

令和2年度、児童相談所では1,831件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,133件で、全体の61.9%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家庭訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和2年度は立ち入り調査が1件、出頭要求は0件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を6件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
合 計(件)	1, 558	1, 633	1, 853	2, 007	1, 831
一時保護所(件)	1, 228	1, 361	1, 499	1, 537	1, 443
他機関(件)	330	272	354	470	388
うち児童虐待(件)	849	887	1, 079	1, 176	1, 133

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
立入調査 (件)	0	0	3	1	1
出頭要求(件)	0	1	9	2	0
再出頭要求(件)	0	0	1	0	0
臨検・捜索(件)	0	0	1	0	0

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使(立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等)に関する助言、相談を委託弁護士にお願いしています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

(4) 警察への援助要請(第10条第4項)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
援助要請件数(件)	9	3	15	8	6

【参考】

- 出頭要求等(児童虐待の防止等に関する法律第8条の2) 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のため に保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求)ことができる。
- 再出頭要求等(児童虐待の防止等に関する法律第9条の2) 保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の 安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求) ことができる。
- 臨検、捜索等(児童虐待の防止等に関する法律第9条の3) 出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童 の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。
 - ※ 平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索までの 手続・時間短縮が図られました。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮(第10条第5項)

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳※までとなっています。

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

※ 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り 22歳年度末延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の 案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問 により行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
居場所利用者数(人)	902	1, 583	792	551	428

[•]利用登録者数(累計)344人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

	28호	F度	29호	F度	30年	F度	元年	F度	2年	F度
資格等取得支援費(人) (普通自動車免許取得)		4		2		4		3		3
大学進学等自立生活	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
資金(カナエール)(人)	8	9	5	8	_	2	1	6	-	2

[•]初年度納入金 2年度:15人

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたスキルアップ研修を実施しました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5~6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末
認定里親数(組)	159	169	172	196	191
委託里親数(組)	61	66	64	63	75
委託児童数(人)	74	81	79	77	89

表 スキルアップ研修の実施状況

	29年度	30年度	元年度	2年度
実施回数	2	3	2	0
受講世帯数	8	17	22	0

表 ファミリーホームへの委託状況

	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末
ホーム数(か所)	7	7	6	5	5
委託児童数(人)	25	24	22	23	21

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
委託児童数(人)	32	29	32	34	28

7 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

(1)虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援 (第11条第1項)

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりをとおして、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

(ア) 家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と子どもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ (MCG) 等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
家族再統合件数(件)	104	96	193	192	266

イ 区の取組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

(第4条第6項の再掲 P.15参照)

(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項)

ア 児童相談所の取組

(ア)養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和2年度実数246世帯

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
中央児童相談所(回)	765	763	850	752	1, 068
西部児童相談所(回)	852	747	758	651	911
南部児童相談所(回)	617	619	705	809	733
北部児童相談所(回)	600	831	799	794	909
合計(回)	2, 834	2, 960	3, 112	3, 006	3, 621

表 ヘルパー派遣実績 令和2年度実数129世帯

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
中央児童相談所(回)	1, 877	2, 017	2, 362	2, 223	2, 719
西部児童相談所(回)	2, 834	2, 561	2, 147	1, 738	1, 189
南部児童相談所(回)	1, 022	1, 054	707	661	796
北部児童相談所 (回)	2, 198	1, 925	1, 657	2, 205	2, 922
合計 (回)	7, 931	7, 557	6, 873	6, 827	7, 626

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関 (精神科クリニック)に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
カウンセリング回数(回)	20	49	20	30	53
実人数(人)	5	8	4	7	11

(ウ)「STOP!子どもの前でのおとなのケンカ」(リーフレットの配布)

子どもの面前での夫婦喧嘩や DV が子供に及ぼす影響について、理解を深め再発 防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

(1)妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める(第12条第1項)、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する(第12条第2項)

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券(以下「補助券」という。)を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的 負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り 扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
補助券利用述べ数(件)	357, 955	347, 850	335, 557	323, 591	309, 880

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
受診者数 (人)	10, 615	10, 492	10, 198	10, 342	9, 796
委託歯科医療機関数(か所)	1, 332	1, 351	1, 404	1, 440	1, 448

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)P.9参照

エ 母子保健コーディネーターの配置(再掲)P.9参照

才 母親教室 • 両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、 地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。 また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に 配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパ パの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

(単位:回、人)

	28	年度	29	年度	30	年度	元	年度	2	年度
年度	実施 回数	参 加延人数	実施 回数	参 加延人数						
母親(両親)教室 (局事業)	756	15, 014	738	13, 855	738	13, 703	657	11, 671	548	8, 150
土曜両親教室 (区づくり事業)	120	5, 138	98	5, 369	98	4, 207	98	3, 668	82	1, 938
合 計	876	20, 152	836	19, 224	836	17, 910	755	15, 339	630	10, 080

(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項)

ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配布しています。

イ 「子育てに悩んでいませんか?」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

9 子供虐待防止の啓発 (第13条関係)

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、 毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、こ ども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡 充しました。

(1) こども青少年局が実施した啓発活動(第13条)

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP!子ども虐待〜地域のみんなでこどもを守ろう!〜」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

また、日本 KFC ホールディングス株式会社(平成29年3月7日締結)及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成29年10月4日締結)と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配布、オレンジリボンキャンペーン等を行っています。

さらに、かながわ子ども家庭110番相談 LINE の周知カードを、市立小・中・高校へ配布するなど、子どもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告(令和2年度)

こども青少年局が、令和2年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

	実施 期間・日	実施(予定)事項の具体的内容	備考(開催場所等)
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
2	通年	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布	ケンタッキーフライドチキン 市内41店舗
3	通年	毎月5日に損保ジャパン日本興亜の社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布	損保ジャパン日本興亜
4	通年	R2年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載	
5	4月	市HPに新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて児童虐待・DV 防止対策にかかる相談案内ページを作成	
6	4月~6月	市公式ツイッター及びLINEアカウントに新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて児童虐待・DV防止対策にかかる相談先を発信	
7	4月30日	タウンニュースへ新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて児童 虐待・DV防止対策にかかる広告を掲載	
8	5月	広報よこはま5月号に新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けて児童虐待・DV防止対策にかかる相談先を周知	
9	5月28日	タウンニュースへ新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて児童 虐待・DV防止対策にかかる広告を掲載	
10	6月25日	タウンニュースへ児童虐待・DV防止対策にかかる広告を掲載	
11	7月1日	こどもタウンニュースへ児童虐待・DV防止対策にかかる広告を掲載	
12	7月1日	児童虐待防止のための相談LINEを開設	
13	7月1日 ~28日	市営地下鉄各駅に児童虐待・DV防止啓発ポスターを掲示	
14	7月	タウンユース7月号に児童虐待・DV対策担当部局紹介を掲載	
15	8月15日	神奈川新聞「市民の広場」にLINE相談開設広告を掲載	
16	11月	市内市立小・中・高校へLINE相談広報カードを配布	
17	11月	横浜市営バス全車両に啓発ポスター掲示	市営バス全車両
18	11月	横浜市営地下鉄と各駅に啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅
19	11月	市内巡回の相鉄バス(190台)に啓発ポスター掲示	相鉄バス車内
20	11月	京急バス(150台)に啓発ポスター掲示	京急バス
21	11月	京急線のまど上広告枠に啓発ポスター掲示	京急線(全線)
22	11月	開港記念会館のオレンジライトアップ及びリーフレットの配付	開港記念会館
23	11月	区役所等と小中・特別支援学校へ厚労省からのポスター掲示、チラシ配布を依頼	
24	11月	庁内報へ「児童虐待防止推進月間」について掲載	
25	12月	広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止(体罰によらない子育て)についての記事を掲載	
26	1月	「体罰禁止」マグネットステッカーを区役所庁用車へ掲示	

(2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動(第13条)

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和2年度 広報等実績

2年度実績	回数(回)	参加人数 (人)
区民向けイベント	8	1, 900
区民向け講演会	13	186
区民向け広報・啓発	96	8, 543
その他	13	1, 166
合計	130	11, 795

◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日にあわせ、 市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告枠に、 「子どもに対する体罰の禁止」にかかる広告を 掲載しました。

◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、 本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用と、 職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。



【名札バナー】



横浜市こども虐待防止のキャラクター 名前は、キャッピー(CAPY)です。 [Child Abuse Prevention in Yokohama] = [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや 缶バッチで啓発し、横浜市の子育てを応援して います。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
 - (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
 - (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
 - (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
 - (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例(昭和31年10月横浜市条例第42 号)第1 条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9 月横浜市条例第38号)第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

(基本理念)

- 第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格 の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であるこ とを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮 しなければならない。
- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、 健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業 (児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をい う。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境

- の整備に努めなければならない。
- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を 有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護 児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の 活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者 等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健 に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師 の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
 - (1) 親になるための準備
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
 - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に 法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子 供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な 苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を 持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければな らない。

6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言 その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならな い。

(関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための 施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努め なければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理 機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る 制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなけ ればならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、 必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行う ための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又 は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る 引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努め なければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとと もに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るため の体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居(住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)第23条に規定する転居をいう。)又は転出(同法第24条に規定する転出 をいう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地 を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する 児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなけれ ばならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進 するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」という。)、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。

- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供 との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

- 第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法 (昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、 自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。



横浜市

子供を虐待から守る条例



令和3年10月の改正により、

子育てにおいて「体罰」をしないことを重点とする内容が加わりました!

条例改正のポイント

⇒次の条文中の下線部が、今回の条例改正により変更された部分です。

ポイント①

保護者は子育てに際して、虐待をしないことに加えて、体罰を含む子どもの心を傷つける行為(体罰等)をしないこと、また、保護者の体罰などをしない子育てを、横浜市全体として支える内容を追加しました。

<主な改正点>

- 第3条(基本理念)第1項 市、市民、保護者及び関係機関等は、<u>虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、</u>子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待<u>及び体罰その他の子</u>供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。
- 第4条(市の責務)第2項 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つ ける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 第6条(保護者の責務)第 I 項 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、 虐待を決して行ってはならず、<u>体罰その他の子供の品位を傷つける行為をして</u> はならない。
- ※条例では、虐待とまでは言えないような体罰等も、子どもの持つ権利を侵害し、 健やかな成長を阻害する「子供の品位を傷つける行為」と定義しました。

ポイント②

子ども自身が、さまざまな権利を持つ一人の人間として尊重されることを、明らかにしました。

<主な改正点>

- 第3条(基本理念)第2項 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つ <u>ける行為</u>がなく、全ての子供<u>が一人の人間として</u>尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に 取り組まなければならない。
- 第4条(市の責務)第7項 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき 存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関 する相談先等の情報の提供を行うものとする。(新規追加)

その他、DV(配偶者からの暴力)対応との連携強化など、児童福祉法等の改正を踏まえた改正を行いました。



「横浜市子供を虐待から守る条例」 (全文)はこちらへ



「裏面では、子育てと体罰について考えました。ぜひご覧ください。

○体罰は「やむを得ない」と思っていませんか?

「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心などによって行動した姿であり、 自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響 を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。

なかなか泣き止まないとき、言うことを聞かないとき、大切な物を壊されたとき……つい子どもに対して手 を上げたくなることもあるかもしれません。また、子どもが興奮して話しても聞かないときに、気持ちを切り 替えさせるため叩く、悪い行動をやめさせるために叩く、という意見もあります。

でも本当に「怒鳴る」「叩く」という選択肢しかないのでしょうか? その選択は正しいのでしょうか?

○体罰等による悪循環

子どもに対してイライラした時、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることがあるかもしれません。叩かれ たり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞くかもしれませんが、このようなや りとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになります。つまり、 自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学ぶきっかけにもなり得ます。

子どもが保護者に恐怖心などを抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、 心配事を打明けたりすることが難しくなります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所で あると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能 性があります。

○体罰等によらない子育てを広げましょう!

1979年、世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有 し、体罰によらない子育てを推進していきました。子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対す る意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会 であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざし を向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。

横浜市民の皆様が共に手を取り、子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。

体罰等に関するQ&A

- Q 自分も体罰等を受けて育ったが、悪影響はない。今の自分が あるのは厳しく育ててもらったからだと思っている。
- A つらい体験を重ねても、道を外れずに大人になる方もいま す。ただし、その経験そのものが効果的であった訳ではなく、 つらい経験にどのように向き合ったかが関係しており、体罰等 が効果的であったわけでは決してありません。

体罰等を受け続けることと、精神的な疾患を将来発症するこ とに相関性があるなど、先進的に取り組んでいる諸国の研究か ら明らかになっています。

- Q 体罰等が禁止されると、わがままで自制心の利かない子ども になってしまうのでないのか。
- A それは断じてなく、体罰等は問題や対立の解消のために、暴 力を使うことを容認するという事実を子どもに伝えてしまうこ とになります。子どもたちには他の子どもを叩いてはいけな い、と伝えているにもかかわらず、自分が叩かれると子ども自 身に混乱をもたらします。

また、親がしつけの名の下に子どもを叩くとき、子どもが学 ぶのは、罰を避けるために「良く振る舞う」ことです。そし て、衝突を解決するために、暴力を用いることは許されること だと学習してしまう可能性があります。

- Q 体罰等を否定することは、体罰等をした親や教師の愛情を否 定することになるのではないのか。
- A 人権や科学的知見は歴史の中で発展するものですが、現在に おいては、体罰等が人権侵害であり、さまざまな弊害をもたら すリスクがあることが明らかになっています。愛情を否定する ということではありませんが、体罰等を用いない適切な方法で 子育てが行われるべきです。

ご相談はこちらへ

相談は無料。秘密は厳守します。

○お住まいの区の相談窓口へお気軽にご相談ください。 各区福祉保健センター こども家庭支援課(相談受付時間8:45~17:00)

青葉区	045-978-2460	瀬谷区	045-367-5608
旭区	045-954-6160	都筑区	045-948-2349
泉区	045-800-2465	鶴見区	045-510-1840
磯子区	045-750-2525	戸塚区	045-866-8472
神奈川区	045-411-7173	中区	045-224-8345
金沢区	045-788-7728	西区	045-320-8467
港南区	045-847-8413	保土ケ谷区	045-334-6396
港北区	045-540-2388	緑区	045-930-2361
栄区	045-894-8049	南区	045-341-1153

○児童相談所でもご相談をお受けしています。

中央児童相談所(神奈川区、鎌見区、中区、西区、南区にお住まいの方) 2045-260-6510 西部児童相談所 (旭区、泉区、瀬谷区、保土ケ谷区にお住まいの方) 四045-331-5471 南部児童相談所 (磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区にお住まいの方) 全045-831-4735 北部児童相談所 (青葉区、港北区、都筑区、緑区にお住まいの方) 位045-948-2441

○「自分自身が虐待をしてしまいそう」など 不安なとき、一人で悩まずご相談ください。



00.0120-805-240

よこはま子ども虐待ホットライン

24時間 365日

○LINEでの相談もお受けしています。

かながわ子ども家庭110番相談LINE



発行元 横浜市こども青少年局こども家庭課 **☎**045-671-4288 M045-681-0925

参考:2020年 厚生労働省 「体罰等によらない子育てを広げよう!」

2019年 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために よくある質問集」

平成26年6月5日 横浜市条例第30号

横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市 民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定す る。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条 に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項に規定する 配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。) その他子供の福祉に業務上関係のある団体 及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、 弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例(昭和31年10月横浜市条例第42号)第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横浜市条例第38号)第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。
- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神 的苦痛を与える行為(当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。)であって、子供の利益に

反するもの(虐待に該当するものを除く。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、<u>虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、</u>子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。
- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>がなく、全ての子供<u>が一人の人間として</u>尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。
- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>の予 防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>の防止のための取 組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>の予防及び早期発見その他の虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。
- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力(法第2条第4号に規定する 配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)が相互に関連して行われていることが多い現状を踏 まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。
- <u>9</u> 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、 必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
- (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
- (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待<u>及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u> を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、 子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育て に係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6 条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、<u>体罰その</u> 他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用する とともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立する ことのないよう努めなければならない
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他 の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待<u>及び体罰その他の子供の</u> 品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に 通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等 を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告<u>並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待<u>若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>に係る相談をした者が 特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告<u>並びに虐待及び体罰その他の子供の品位</u> を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報 を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を 行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が<u>転出(</u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)<u>第15条の3第1項</u>に規定する<u>転出を</u>いう。)又は<u>転居(</u>同法<u>第23条</u>に規定する<u>転居を</u>いう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該<u>転出先</u>又は<u>転居先</u>の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子

供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しな ければならない。

- 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第2項の 規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、法第9条第1項 の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」という。)、法第9条の 3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問 (以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権 限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しな ければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要がある と認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は 助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなけれ ばならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

- 第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和 40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の 健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年 11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。 (財政上の措置)

第14条 市は、<u>虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為</u>を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年度 被措置児童等虐待について (報告)

令和2年度に横浜市が対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

	被措置児童等虐待 の状況	施設等の種別	施設職員の 職種	本市の講じた措置
事例A	身体的虐待 · 心理的虐待	児童養護施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、 再発防止のために施設を指導。 施設では、研修を行うとともに、 同職員を同ユニットから外して対 応。
事例B	身体的虐待	児童養護施設	児童指導員 補助	事実確認のための聴取を行い、 再発防止のために施設を指導。 施設では職員向けの研修を実施。
事例C	身体的虐待 · 心理的虐待	児童自立支援施設	児童生活 支援員	事実確認のための聴取を行い、 再発防止のために施設を指導。 施設では職員向けの研修を実施。
事例D	身体的虐待	児童養護施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、 再発防止のために施設を指導。 施設では職員向けの研修を実施。
事例E	心理的虐待	里親	里親	事実確認のための聴取を行い、 里親認定を取消し。

1

【参考】

「児童福祉法」抜粋

- 第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、児童心理治療施設、児童自立支援施設(中略)における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 (中略)

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、<u>速やかに</u>、当該措置の内容、当該 被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を<u>都道府県児童福祉審議会に報告</u>しなければならな い。
- 第33条の16 都道府県知事は、<u>毎年度</u>、<u>被措置児童等虐待の状況</u>、被措置児童等虐待があつた場合に<u>講じた措</u> 置その他厚生労働省令で定める<u>事項を公表する</u>ものとする。

「児童福祉法施行規則」抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待(法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。)に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務(以下この条及び次条において「施設等」と総称する。)の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等<u>虐待の種別、内容及び発生要因</u>
- 4 被措置児童等虐待を行つた<u>施設職員等</u> (法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。) の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行った措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第 12 条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第1項若しくは第2項の委託を受けて 一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

資料11

新型コロナウイルス感染症に関する こども青少年局の事業・取組

〇市民と医療を守る

令和2年度

	事業・取組名 ※金額は予算額	主な取組内容等
1	保育所等における感染症拡大防止対策事業 【5億7,400万円】	保育所等における衛生用品や換気の改善に資する備品などの購入や施設・事業所の消毒、児童養護施設等の入所施設における個室化改修等に必要な経費を補助
2	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 (保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業ほか 15事業) 【13億2,800万円】	児童福祉施設の感染症防止に資する備品購入等に対する経費の 追加補助に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら 施設運営できるよう必要な経費を補助
3	保育所等における感染症拡大防止事業(保育所等新型コロナウイルス感染症防止対策事業ほか1事業) 【7億9,200万円】	保育所等における感染症防止に資する備品購入費等に対する経 費に関する補助について補助金を追加
4	保育施設再開等支援事業 【1,100万円】	感染者が発生して休園した保育施設の再開に向けた全館消毒等 に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助

○横浜経済と市民生活を守る

	事業・取組名 ※金額は予算額	主な取組内容等
1	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 【42億1,000万円】	児童手当の受給世帯に対し、児童1人あたり1万円の臨時特別 給付金を給付
2	児童虐待・DV対策広報事業 【1,000万円】	外出自粛や休業等に伴う生活不安やストレスによる児童虐待や DVの増加・深刻化が懸念されるため、様々な広報手段を用い て相談窓口などを周知し、要支援者の孤立化を予防
3	ひとり親世帯フードサポート事業 【2,000万円】	感染拡大の影響により経済的に困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用して食品を提供する仕組みを 構築
4	ひとり親世帯SNS就労サポート事業 【300万円】	ひとり親世帯を対面だけではなくオンラインでも支援するため、 SNSを活用した相談支援体制を強化
5	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業【44億2,000万円】	低所得のひとり親世帯について、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を給付
6	新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対 策(妊産婦等総合対策事業ほか2事業) 【13億9,200万円】	国制度に基づく「分娩前のウイルス検査」や「育児など支援 サービス」に加え、本市独自の「安心して受診できる乳幼児健 診」等妊産婦に寄り添った総合的な支援を実施
7	家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付 事業 【2億1,300万円】	所得制限限度額を超えている等を理由に、児童扶養手当を受給 していない世帯で、感染症拡大の影響により家計が急変した ひとり親世帯を支援するため、市独自の臨時給付金を給付

令和2年度

○新たな日常に取り組む

	事業・取組名 ※金額は予算額	主な取組内容等
1		子育て中の親子の交流や研修などをオンラインで行うための 環境整備や人材確保に向けた I C T 環境の改善等を実施

○市民と医療を守る

	事業・取組名 ※金額は予算額	主な取組内容等
1	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入 環境整備事業 【3,488万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、一時的に受け入れ、保護する。
2	保育施設再開等支援事業【2,200万円】	感染者が発生して休園した保育施設の再開に向けた全館消毒等 に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助
3	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 【17億1,545万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に 資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹 底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助
4	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【6,156万円】	障害児施設等において、感染対策を行いつつサービスを継続するために要したかかり増し経費を補助
	保育所等・放課後児童クラブにおけるICT活用 推進事業 【3億8,635万円】	感染防止対策を行いながら運営を継続している保育所等や放課 後児童クラブにおいて、ICTの活用による業務負担の軽減や 運営の効率化等を図るために必要な経費を補助

○横浜経済と市民生活を守る

	事業・取組名 ※金額は予算額	主な取組内容等
1	ひとり親世帯フードサポート事業 【2,254万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品の提供
2	新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合 対策事業 【3億9,213万円】	感染症のリスクが続く中でも妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施 ① ウイルスに感染した妊産婦への支援 ② 不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査費の補助 ③ オンラインによる母子保健指導等 ④ 育児等支援サービスの提供 等
3	就職氷河期世代支援(こども青少年局事業分) 【900万円】	就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸 長のための3か月間長期プログラム、受講期間中の定期的な面 談、受講後の進路調整を一体的に行う事業を実施
4	緊急雇用創出事業(こども青少年局事業分) 【864万円】	感染拡大の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、こども 青少年局では、一部施設の消毒等を実施するための新たな雇用 を創出



第2期横浜市 子どもの貧困対策に関する計画

素案(概要版)

【意見募集】みなさまのご意見をお寄せください

募集 期間 令和3年6月11日(金)から 令和3年7月 9日(金)まで

目 次

第1章	「第2	期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について1		
第2章	本市に	おける子どもの貧困の状況について2		
第3章	本市の	子どもの貧困対策3		
第4章	子ども	の貧困対策に関する取組4		
子どもの貧困対策の基盤-子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進				
主要施策Ⅰ		気づく・つなぐ・見守る		
主要施策Ⅱ		将来の自立に向けた子どもに対する支援		
主要施策Ⅲ		生活基盤を整えるための家庭に対する支援		
主要施策Ⅳ		子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援6		
第 5 章 計画の推進体制等について				

子どもの貧困対策について

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。改正法は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

横浜市では、平成28年に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、教育・福祉・ 子育て支援等の様々な取組を進めています。このたび、計画期間終了に伴い、第2期計画の策定に向けて、「計画素案」をとりまとめました。この「計画素案」について、みなさまからの声を反映し、計画を 策定していきますので、是非ご意見をお寄せください。

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

1 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2018-2021」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

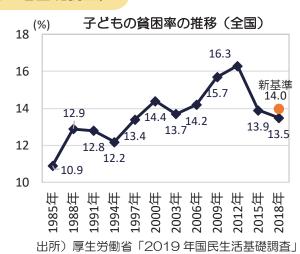
4 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

子どもの貧困率(国民生活基礎調査)

子どもの貧困に関する指標である子どもの貧困率は、 OECD の基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得*1が、貧困線*2に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30(2018)年の全国の子どもの貧困率は13.5%(新基準*3においては14.0%)となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。



※1: 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2: 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線 としている。

※3: 平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準(従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの)を基に算出した子どもの貧困率

第2章 本市における子どもの貧困の状況について

計画の策定にあたり実施した調査等により、次の課題を把握しました。

1 経済的困窮がもたらす様々な影響

- 経済的困窮は、生活必需品が買えない等の生活面の格差だけでなく、医療サービスを享受できないこと等による健康格差や、精神面でも余裕がなくなるなど、様々な影響を与えています。また、経済的基盤の確立には安定した雇用の確保が不可欠ですが、特にひとり親家庭においては、非正規雇用の割合が高く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。
- 全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

2 子どもの学力や進学機会の格差

- 経済的に困窮している世帯では、家庭環境や保護者の養育力不足等による子どもの生活・学習習慣の欠如や、進学費用等の問題から将来の進路が狭まってしまうといった状況が見られます。
- 全ての子どもに対し、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

3 子どもの孤立と自己肯定感の低下

- 放課後に一人で過ごすなど、孤立しがちな子どもは自分に自信がなく、自己肯定感が低いといった 状況が見られており、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあります。
- 家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の 重要性は高まっていると考えられます。地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をし っかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

4 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

- 困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、本人や家族に自覚がない場合や、地域との関わりや制度の利用を望まない場合があります。
- 支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があり、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

5 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

- 配偶者との離別や死別、虐待、保護者の疾病や障害、外国籍であることによる言語の不自由さ等、子どもの貧困の背景には子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。
- 子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症の拡大に伴う失職や労働時間の減少等による収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。また、家庭の経済状況等に関わらず、子どもの学力や生活習慣、精神状態への影響も見られます。
- 引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充を行う必要があります。

第3章 本市の子どもの貧困対策

本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開に あたっての基本的な考え方や施策体系等を次のとおり整理しました。

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を 切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環 境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付ける ことができる環境を整えます。

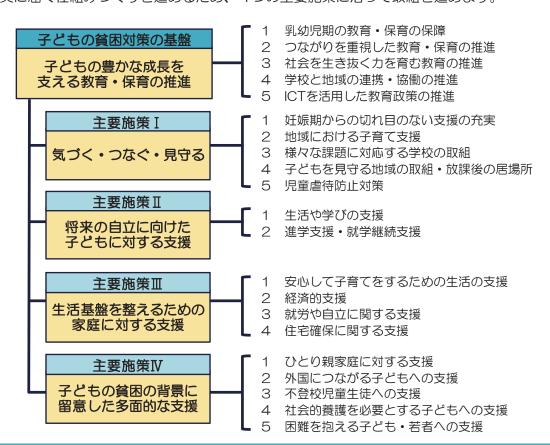
子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭ま り、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治 体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

取組の視点

- 貧困の連鎖を断つ
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制が届く仕組みづくり
- 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実 3
- 社会全体での子どもの貧困対策の推進

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧 困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が 確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値(令和7年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠 11 週以下での 届け出の割合	94%(令和元年度)	95%以上
未就学期	保育所等待機児童数	16人(令和3年4月)	〇人(毎年4月)
未就学期 • 小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との 円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所(令和2年度)	23 か所
	放課後学び場事業実施校数(中学校)	59 校(令和2年度)	94 校※
小•中学生	スクールソーシャルワーカーが行った 支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97%(令和元年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94%(令和2年度)	95%
同仪工	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を 必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	15件(令和元年度)	50件
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により 自立に改善がみられた人数	1,198 人(令和元年度)	1,800人
ひとり親	ひとり親家庭等自立支援機関を 利用した人のうち就労者数	337人(令和元年度)	2,000 人 (令和 3~7年度累計)

[※]第3期横浜市教育振興基本計画の目標値(計画期間:平成30年度~令和4年度)

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

子どもの 貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進

教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、 自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

1 乳幼児期の教育・保育の保障

- 保育・幼児教育の場の確保
- 保育・幼児教育を担う人材の確保
- 保育・幼児教育の質の向上
- 幼児教育・保育の無償化の推進

2 つながりを重視した教育・保育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

3 社会を生き抜く力を育む教育の推進

- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上
- 人権教育の推進 特別支援教育の推進
- 社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の 推進

4 学校と地域の連携・協働の推進

- 学校運営協議会の設置推進
- 地域学校協働活動の推進

5 ICT を活用した教育政策の推進

● GIGA スクール構想の推進

主な取組

主な取組

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、 区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早 期に支援につなげていきます。

地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援
- 妊娠・出産相談支援事業● 妊婦健康診査事業

2 地域における子育て支援

- 地域子育て支援拠点事業
- 親と子のつどいの広場事業 子育て支援者事業
- 地域子育て支援スタッフの育成

3 様々な課題に対応する学校の取組

- 児童生徒支援体制の充実
- スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制 強化、関係機関との連携強化

4 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

- 放課後児童健全育成事業
- 地域における子どもの居場所づくり
- プレイパーク支援事業
- 青少年の地域活動拠点づくり事業
- 民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

5 児童虐待防止対策

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 「こども家庭総合支援拠点」機能の整備
- 児童相談所の機能強化
- かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

主要施策Ⅱ

将来の自立に向けた子どもに対する支援

施策の方針

主な取組

養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。

学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

1 生活や学びの支援

- 寄り添い型生活支援事業 放課後学び場事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 地域の居場所における体験や学習機会の充実

2 進学支援・就学継続支援

- 教育支援事業 高等学校奨学金
- 就学支援金・学び直し支援金
- 高等教育の修学支援新制度

主要施策Ⅲ

生活基盤を整えるための家庭に対する支援

施策の方針

子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。

生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

1 安心して子育てをするための生活の支援

- 多様な「保育・教育」ニーズへの対応
- 横浜子育てサポートシステム事業
- 育児支援家庭訪問事業 養育支援家庭訪問事業
- 横浜型児童家庭支援センター

2 経済的支援

● 児童手当 ● 就学奨励事業 ● 小児医療費助成

3 就労や自立に関する支援

- 生活保護 被保護者自立支援プログラム事業
- 生活困窮者自立支援事業

4 住宅確保に関する支援

- 市営住宅申込時の優遇
- 住宅セーフティネット事業 住居確保給付金

子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、配偶者との離別や死別、外国籍であることによる言語の不自由 さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足などの様々な要因が影響しています。それらの 課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

1 ひとり親家庭に対する支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター
- ひとり親家庭思春期・接続期支援事業
- 養育費確保支援モデル事業
- 児童扶養手当

2 外国につながる子どもへの支援

- 保育所等における外国につながる子ども・家庭への 支援
- ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応 支援、日本語指導

3 不登校児童生徒への支援

- ハートフルフレンド家庭訪問 ハートフルスペース
- フリースクール等の民間教育施設との連携

4 社会的養護を必要とする子どもへの支援

- 里親・ファミリーホーム委託の推進
- 施設等退所後児童に対するアフターケア事業

5 困難を抱える子ども・若者への支援

- 青少年相談センター事業 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業

第5章 計画の推進体制等について

計画の推進体制等

計画の推進にあたっては、外部有識者等を含む「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」や関係局区で構成する庁内会議において、事業の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

様々な主体による計画の推進と人材育成

行政だけでなく地域の皆様や企業、関係団体など、 支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を 持ち、必要な地域資源につなげたり、活用するといっ た視点から、子どもの貧困に関する感度や支援のス キルを高めていくことが重要です。計画推進にあた っては、人材育成に取り組み、支援の充実を図ります。

国や県などの関係機関との連携

社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」 素案についての意見記入用紙

●ご意見の種類にチェック ✓ をつけてください。 (複数選択可) □計画全体について □子どもの貧困対策の基盤 □主要施策 I □主要施策 I □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
●ご意見をお書きください。

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について

市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間:令和3年6月11日(金)から7月9日(金)まで

ご意見は、いずれかの方法でお寄せください。宛先/横浜市こども青少年局企画調整課 素案の詳細は、ホームページをご覧ください。 横浜市 子どもの貧困対策 検索

①ご意見受付フォーム

右の QR コードから、 アクセスしてください。



②電子メール

kd-iken@city.yokohama.jp

3FAX

045-663-8061

④郵送(当日消印有効)

下記のハガキ(切手不要)

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局 承認

7232

差出有効期間 令和3年 7月31日まで (切手不要) 231-8790

0 0 5

横浜市中区本町 6-50-10 横浜市こども青少年局 企画調整課 行

հուրթույթ 見本 բուրթույ

◆以下は差支えない範囲でご記入ください。

【性別】 男 • 女 • その他

【年代】 歳代

【子どもの有無】 有 ・ 無

※子ども有の方のみ、一番下のお子さんの年齢に〇

0~6歳 • 7~12歳 • 13~18歳 • 19歳以上

提出にあたっては、次のことをご記入ください

① 性別 ② 年代 ③ 子どもの有無 ④ ご意見

ご留意いただきたいこと

いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。 個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。

この意見募集でお寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」策定の参考とさせていただきます。

ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報は、『横浜市個人情報の保護に関する条例』の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

今後のスケジュール(予定)

令和3年7月 意見募集終了 令和3年9月 計画策定、結果公表

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市こども青少年局企画調整課

住所: **〒**231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話:045-671-4281 FAX:045-663-8061

電子メール: kd-iken@city,yokohama.jp